

仙台市文化財調査報告書第377集

若林城跡

—第8次・第9次発掘調査報告書—

第2分冊

2010年10月

仙台市教育委員会

仙台市文化財調査報告書第377集

若林城跡

—第8次・第9次発掘調査報告書—

第2分冊

2010年10月

仙台市教育委員会

目 次

第1分冊

巻頭写真図版

序 文

例 言

凡 例

目 次

図版目次

表 目 次

第1章 はじめに

第2章 若林城の概要

第3章 調査の方法と経過

第4章 基本層序

第5章 検出遺構と出土遺物

第6章 自然科学分析

第2分冊

目 次

図版目次

表 目 次

写真図版目次

第7章 考 察 1

第1節 若林城期の遺構について 1

1 若林城跡の建物について 2

(1) 1号礎石建物跡について 2

(2) 2号礎石建物跡について 8

(3) 6号礎石建物跡について 11

(4) 7号礎石建物跡について 15

(5) 8号礎石建物跡について 17

(6) 9号礎石建物跡について 18

(7) その他の礎石建物跡について 22

(8) 磂石跡について 23

(9) 溝跡について 27

2 建物群の性格について 34

(1) 建物配置と接続関係の推定 34

(2) 仙台城との比較 37

(3) 建物群の性格について 42

(4) 『御二之丸御指図』にみる建物と絵図
の性格について 43

3 建物跡以外の施設について 48

(1) 墀跡について 48

(2) 樋跡について 50

(3) 性格不明遺構について 51

(4) IV層整地土について 53

4 若林城期の遺構について 54

(1) 施設配置の推定と性格について 54

(2) 施設の改修について 57

(3) 若林城の規模と広がりについて 58

第2節 若林城廃城後の遺構について 60

(1) 御薬園に関わる畑跡について 60

(2) 畑以外の遺構について 61

第3節 若林城以前の遺構について 62

(1) 溝跡について 62

(2) 堅穴住居跡について 63

(3) 土坑・ピットについて 63

第4節 若林城跡の出土遺物について 65

(1) 瓦 65

(2) 陶磁器 91

(3) 土師質土器 99

(4) 中世以前の土器 106

(5) 土製品 107

(6) 金属製品 107

(7) 石製品 111

第8章 まとめ 113

参考・引用文献 115

写真図版 119

報告書抄録

図版目次

第274図 『御二之丸御指図』……………	1	第307図 1号樋跡模式……………	50
第275図 IV層上面遺構配置（若林城期）………	3・4	第308図 8号池跡模式……………	51
第276図 1号礎石建物跡……………	5	第309図 11号池状遺構模式……………	52
第277図 1号礎石建物跡と仙台城二の丸大台所との比較…	6	第310図 IV層整地土下面の標高……………	53
第278図 仙台城二の丸下（大）台所立面……………	7	第311図 若林城施設配置模式……………	55
第279図 1号礎石建物跡と溝跡……………	8	第312図 10号池跡・10号礎石建物跡他変遷模式……………	57
第280図 2号礎石建物跡……………	9	第313図 IV層上面遺構配置（若林城期遺構を除く）…	60
第281図 2号礎石建物跡模式……………	10	第314図 積穴住居跡分布……………	64
第282図 2号礎石建物跡と溝跡……………	11	第315図 瓦の調整と製作上の痕跡（若林城期）…	75
第283図 6号礎石建物跡……………	12	第316図 刻印他分類……………	78
第284図 6号礎石建物跡と仙台城二の丸上台所との比較…	14	第317図 瓦の長さ比較……………	79
第285図 6号礎石建物跡と溝跡……………	15	第318図 丸瓦・輪違い・面戸瓦の法量比較……………	82
第286図 7号礎石建物跡……………	16	第319図 瓦の形状別厚さ比較……………	82
第287図 7号礎石建物跡模式……………	17	第320図 III層出土瓦の重量分布（1）……………	83
第288図 7号礎石建物跡と溝跡……………	17	第321図 III層出土瓦の重量分布（2）……………	84
第289図 8号礎石建物跡……………	18	第322図 III層出土瓦の重量分布（3）……………	85
第290図 9号礎石建物跡……………	19	第323図 III層出土瓦の重量分布（4）……………	86
第291図 9号礎石建物跡模式……………	20	第324図 III層出土瓦の重量分布（5）……………	87
第292図 9号礎石建物跡と溝跡……………	21	第325図 瓦の建物別種類比率……………	88
第293図 磂石建物跡基礎構造模式（S B 2・3・9）…	23	第326図 陶磁器の時期別産地比率……………	94
第294図 磂石跡の構造……………	24	第327図 陶磁器の時期別器種比率……………	96
第295図 松島瑞巌寺庫裏の礎石と基礎構造……………	25	第328図 仙台城跡出土陶磁器との産地比較……………	98
第296図 磂石跡規模比較……………	26	第329図 仙台城跡出土陶磁器との器種比較……………	98
第297図 溝の構造分類模式（1）……………	28	第330図 土師質土器皿の類型別法量・形状比較…	100
第298図 溝の構造分類模式（2）……………	29	第331図 土師質土器皿の遺構別法量分布……………	101
第299図 溝の分類別配置……………	31	第332図 底部糸切り技法の類型……………	102
第300図 若林城期溝跡流水方向推定模式……………	33	第333図 底部糸切り技法の類型別比率……………	102
第301図 若林城期遺構配置模式……………	35	第334図 仙台城跡出土土師質土器皿との法量比較…	
第302図 若林城・仙台城主要建物配置……………	39・40	……………	103
第303図 若林城主要建物と仙台城広間との比較…	41	第335図 仙台城跡出土焼塙壺との比較……………	105
第304図 『御二之丸御指図』……………	44	第336図 釘法量……………	108
第305図 建物の色分けによる柱間寸法の違い…	45	第337図 釘出土遺構比率……………	109
第306図 2号堀跡模式……………	48	第338図 木片付着率……………	109

表 目 次

第21表 磁石建物跡規模比較	34	第23表 本瓦の大きさの種類	80
第22表 瓦分類表	67	第24表 土師質土器皿の類型別法量比較	100
		第25表 確認遺構一覧	113

写真図版目次

写真図版 1 若林城関係絵図	121	写真図版30 6号磁石建物跡 溝跡（4）	150
写真図版 2 若林城跡（1）	122	写真図版31 6号磁石建物跡 溝跡・ピット・ 土坑	151
写真図版 3 若林城跡（2）	123	写真図版32 6号磁石建物跡 溝跡（5）	152
写真図版 4 若林城期遺構全景（1）	124	写真図版33 7号磁石建物跡	153
写真図版 5 若林城期遺構全景（2）	125	写真図版34 7号磁石建物跡 磁石跡（1）	154
写真図版 6 III層上面集石遺構	126	写真図版35 7号磁石建物跡 磁石跡（2）	155
写真図版 7 1号磁石建物跡	127	写真図版36 7号磁石建物跡 磁石跡（3）	156
写真図版 8 1号磁石建物跡 磁石跡（1）	128	写真図版37 7号磁石建物跡 磁石跡（4）	157
写真図版 9 1号磁石建物跡 磁石跡（2）	129	写真図版38 7号磁石建物跡 磁石跡（5）	158
写真図版10 1号磁石建物跡 磁石跡（3）	130	写真図版39 7号磁石建物跡 溝跡（1）	159
写真図版11 1号磁石建物跡 溝跡	131	写真図版40 7号磁石建物跡 溝跡（2）	160
写真図版12 2号磁石建物跡	132	写真図版41 7号磁石建物跡 溝跡（3）	161
写真図版13 2号磁石建物跡 磁石跡（1）	133	写真図版42 7号磁石建物跡 溝跡（4）	162
写真図版14 2号磁石建物跡 磁石跡（2）	134	写真図版43 7号磁石建物跡 溝跡（5）	163
写真図版15 2号磁石建物跡 溝跡	135	写真図版44 7号磁石建物跡 溝跡（6）	164
写真図版16 2号磁石建物跡 溝跡・土坑	136	写真図版45 桶状遺構	165
写真図版17 6号磁石建物跡	137	写真図版46 8号磁石建物跡 磁石跡（1）	166
写真図版18 6号磁石建物跡 磁石跡（1）	138	写真図版47 8号磁石建物跡 磁石跡（2）	167
写真図版19 6号磁石建物跡 磁石跡（2）	139	写真図版48 9号磁石建物跡（1）	168
写真図版20 6号磁石建物跡 磁石跡（3）	140	写真図版49 9号磁石建物跡（2）	169
写真図版21 6号磁石建物跡 磁石跡（4）	141	写真図版50 9号磁石建物跡（3）	170
写真図版22 6号磁石建物跡 磁石跡（5）	142	写真図版51 9号磁石建物跡 磁石跡（1）	171
写真図版23 6号磁石建物跡 磁石跡（6）	143	写真図版52 9号磁石建物跡 磁石跡（2）	172
写真図版24 6号磁石建物跡 磁石跡（7）	144	写真図版53 9号磁石建物跡 磁石跡（3）	173
写真図版25 6号磁石建物跡 磁石跡（8）	145	写真図版54 9号磁石建物跡 磁石跡（4）	174
写真図版26 6号磁石建物跡 磁石跡（9）	146	写真図版55 9号磁石建物跡 磁石跡（5）	175
写真図版27 6号磁石建物跡 溝跡（1）	147	写真図版56 9号磁石建物跡 磁石跡（6）	176
写真図版28 6号磁石建物跡 溝跡（2）	148	写真図版57 9号磁石建物跡 磁石跡（7）	177
写真図版29 6号磁石建物跡 溝跡（3）	149		

写真図版58	9号礎石建物跡 磂石跡（8）	178
写真図版59	9号礎石建物跡 溝跡（1）	179
写真図版60	9号礎石建物跡 溝跡（2）	180
写真図版61	9号礎石建物跡 溝跡・土坑	181
写真図版62	10号礎石建物跡 磂石跡	182
写真図版63	11号礎石建物跡 磂石跡	183
写真図版64	11号礎石建物跡 磂石跡・溝跡	184
写真図版65	11号礎石建物跡 溝跡（1）	185
写真図版66	11号礎石建物跡 溝跡（2）	186
写真図版67	11号礎石建物跡 溝跡（3）	187
写真図版68	11号礎石建物跡 溝跡（4）	188
写真図版69	12号礎石建物跡 磂石跡	189
写真図版70	12号礎石建物跡 溝跡	190
写真図版71	13号礎石建物跡 磂石跡	191
写真図版72	13号礎石建物跡 溝跡（1）	192
写真図版73	13号礎石建物跡 溝跡（2）	193
写真図版74	礎石跡（単独）・その他の溝跡	194
写真図版75	その他の溝跡（1）	195
写真図版76	その他の溝跡（2）	196
写真図版77	その他の溝跡（3）	197
写真図版78	2号堀跡（1）	198
写真図版79	2号堀跡（2）	199
写真図版80	2号堀跡 控柱跡（1）	200
写真図版81	2号堀跡 控柱跡（2）	201
写真図版82	2号堀跡 控柱跡（3）	202
写真図版83	2号堀跡・4号堀跡・5号堀跡	203
写真図版84	5号堀跡・3号堀跡	204
写真図版85	1号樋跡（1）	205
写真図版86	1号樋跡（2）	206
写真図版87	1号樋跡・8号池跡	207
写真図版88	8号池跡・9号敷石遺構	208
写真図版89	9号敷石遺構	209
写真図版90	10号池跡	210
写真図版91	11号池状遺構（1）	211
写真図版92	11号池状遺構（2）	212
写真図版93	11号池状遺構（3）	213
写真図版94	11号池状遺構（4）	214
写真図版95	石敷遺構	215
写真図版96	石敷遺構・土坑	216
写真図版97	基本層・整地土	217
写真図版98	整地土	218
写真図版99	小溝状遺構群（1）	219
写真図版100	小溝状遺構群（2）	220
写真図版101	小溝状遺構群・畝状遺構	221
写真図版102	廃城後の溝跡（1）	222
写真図版103	廃城後の溝跡（2）	223
写真図版104	廃城後の溝跡（3）	224
写真図版105	廃城後の溝跡（4）	225
写真図版106	廃城後の溝跡（5）	226
写真図版107	廃城後の溝跡・廃城後の土坑	227
写真図版108	廃城後の土坑（1）	228
写真図版109	廃城後の土坑（2）	229
写真図版110	廃城後の土坑（3）	230
写真図版111	廃城後の土坑・集石遺構	231
写真図版112	VI層溝跡（1）	232
写真図版113	VI層溝跡（2）	233
写真図版114	VI層溝跡（3）	234
写真図版115	VI層溝跡（4）	235
写真図版116	堅穴住居跡（古代）	236
写真図版117	1号井戸跡・2号樋跡（近代）	237
写真図版118	軒丸瓦（1）	239
写真図版119	軒丸瓦（2）	240
写真図版120	軒丸瓦（3）	241
写真図版121	丸瓦（1）	242
写真図版122	丸瓦（2）	243
写真図版123	丸瓦（3）	244
写真図版124	丸瓦（4）	245
写真図版125	丸瓦（5）	246
写真図版126	丸瓦（6）	247
写真図版127	丸瓦（7）	248
写真図版128	軒平瓦（1）	249
写真図版129	軒平瓦（2）・平瓦（1）	250
写真図版130	平瓦（2）	251
写真図版131	平瓦（3）	252
写真図版132	平瓦（4）	253
写真図版133	平瓦（5）	254
写真図版134	平瓦（6）	255
写真図版135	平瓦（7）	256

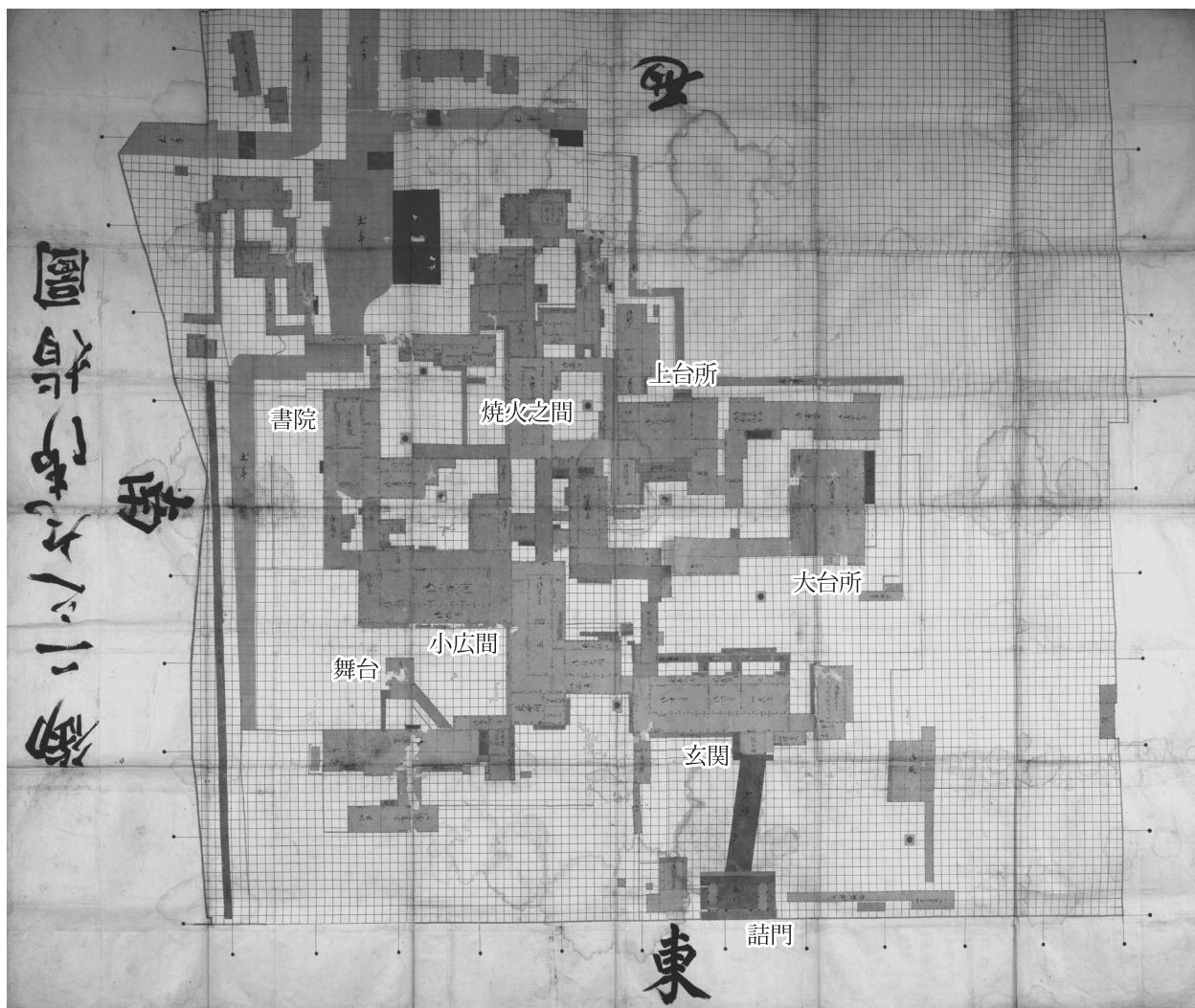
写真図版136 平瓦（8）	257	写真図版160 陶器（1）	281
写真図版137 平瓦（9）	258	写真図版161 陶器（2）	282
写真図版138 平瓦（10）	259	写真図版162 陶器（3）	283
写真図版139 稲斗瓦（1）	260	写真図版163 陶器（4）	284
写真図版140 稲斗瓦（2）	261	写真図版164 陶器（5）	285
写真図版141 稲斗瓦（3）	262	写真図版165 陶器（6）	286
写真図版142 稲斗瓦（4）	263	写真図版166 陶器（7）	287
写真図版143 稲斗瓦（5）	264	写真図版167 磁器（1）	288
写真図版144 稲斗瓦（6）	265	写真図版168 磁器（2）・瓦質土器・取瓶か坩堝・ 一分判金	289
写真図版145 稲斗瓦（7）	266	写真図版169 取瓶か坩堝の付着金粒	290
写真図版146 稲斗瓦（8）	267	写真図版170 土師質土器 皿（1）	291
写真図版147 稲斗瓦（9）	268	写真図版171 土師質土器 皿（2）	292
写真図版148 稲斗瓦（10）	269	写真図版172 土師質土器 皿（3）	293
写真図版149 稲斗瓦（11）	270	写真図版173 土師質土器 皿（4）	294
写真図版150 稲斗瓦（12）	271	写真図版174 土師質土器 皿（5）	295
写真図版151 稲斗瓦（13）	272	写真図版175 土師質土器 焼塩壺	296
写真図版152 稲斗瓦（14）・輪違い（1）	273	写真図版176 繩文土器・土師器（1）	297
写真図版153 輪違い（2）	274	写真図版177 土師器（2）・須恵器・植輪・土製品	298
写真図版154 輮違い（3）	275	写真図版178 鉄製品（1）	299
写真図版155 輮違い（4）	276	写真図版179 鉄製品（2）	300
写真図版156 輮違い（5）・菊丸瓦・面戸瓦（1）	277	写真図版180 鉄製品（3）・銅製品・ その他の金属製品・石製品	301
写真図版157 面戸瓦（2）	278		
写真図版158 面戸瓦（3）・鬼瓦（1）	279		
写真図版159 鬼瓦（2）・古代・近現代の瓦	280		

第7章 考 察

第1節 若林城期の遺構について

今回対象とした第8次および9次調査区は、若林城跡内部の中央からやや西側に位置している。城の西側はかつて大手であったと推定されており、ここに近い第5次調査では、城の表御殿の建物群の一部を初めて確認するにいたった。そしてこの東側に隣接する今回の調査区では、第5次調査で確認した建物の続きを確認することで、表の建物群の広がりや、建物周囲に配置された様々な遺構の構造や性格が判明することとなった。

発見した遺構はかつて城内に存在した主要建物を含む礎石建物跡10棟をはじめ、建物周囲に配置された数多くの溝跡、城内を区画する堀跡、水を引いた樋跡、池跡、石敷遺構のほか、城造営当初の普請である大規模な整地土等がある。これらの遺構は建物を中心に造営当初から綿密な計画のもとに配置されており、建物をはじめ全ての施設の建築寸法のみならず配置にあたっては、1間の基準を6尺5寸としている。また外郭土塁や堀跡の軸線は、南北がN-11° - Eとなり、かつてはこの方向に沿って城の周辺に城下が形成されたと考えられるが、城内の各施設においてもこの方向を基準として全てが構築されている。城の機能した期間が8年足らずのため、これまでには施設の増築や改修はほとんど確認できなかったが、今回の調査では建物の増設に加え、池や溝の改修が大規模に行われて



第274図 『御二之丸御指図』

(宮城県図書館所蔵)

いたことも初めて明らかとなった。

寛永13年に政宗が死去すると、御殿建物をはじめとする城内の多くの施設が解体され、寛永15年に造営が開始された仙台城二の丸に移築されている。第5次調査で発見した1号建物と3号建物は、礎石跡の配置から推定される建物規模や構造がそれぞれ二の丸の「大台所」、「焼火の間」と酷似することから、これらの建物が仙台城へ移築されたと推定するにいたった。今回の調査では1号・3号建物に加え6号建物においても移築された建物である可能性が高いことが明らかとなっており、調査での発見は単に近世初期の御殿建物の在り方のみならず、文献記録との照合による史実の証明など、大きな成果をあげたといえる。

以下では個々の建物やその他の各種施設の構造に加え、城内での位置や配置状況を検討し、さらに出土した瓦や陶磁器の検討により若林城の姿や性格を考えていくこととする。

1 若林城跡の建物について

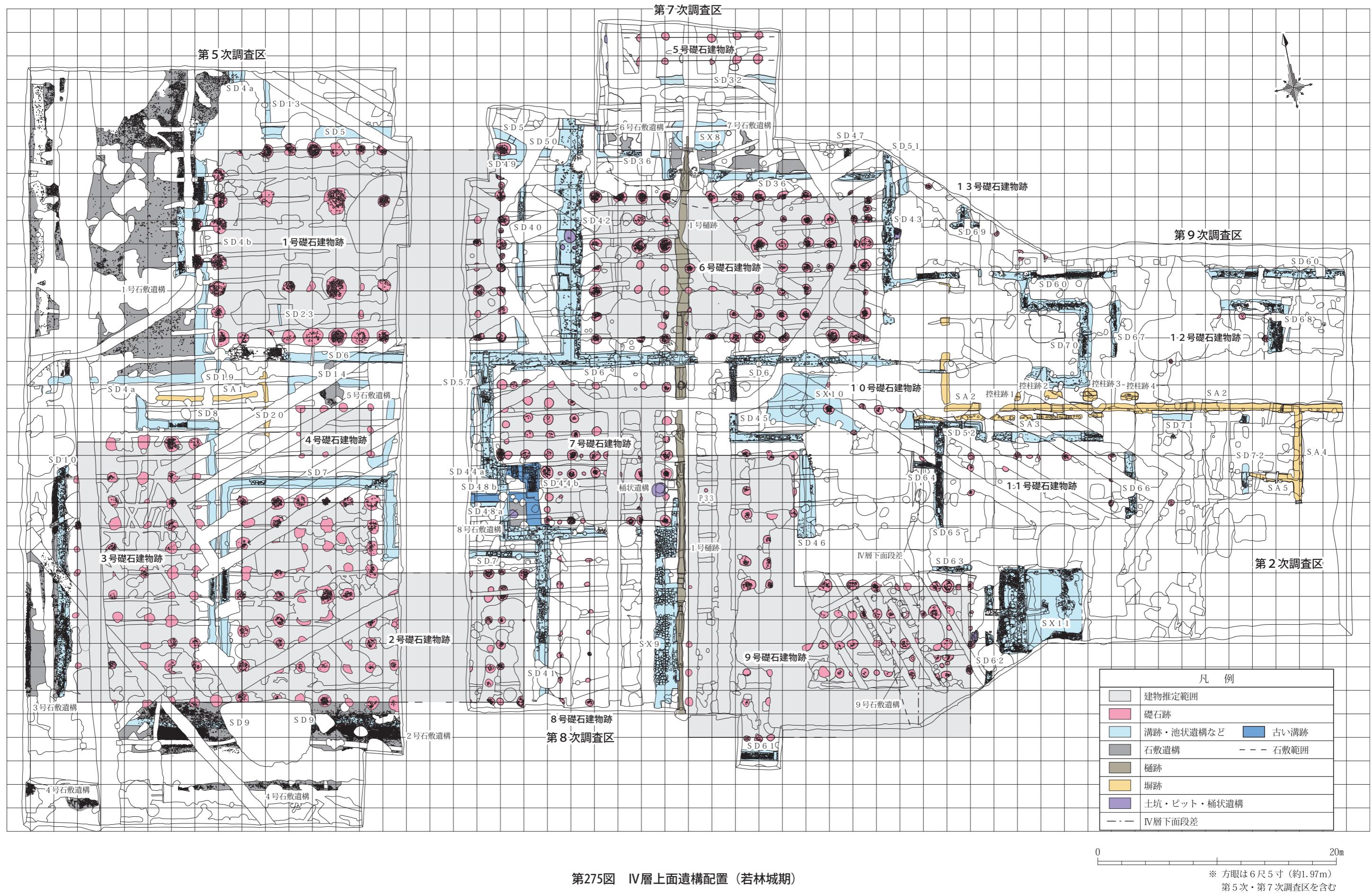
(1) 1号礎石建物跡について

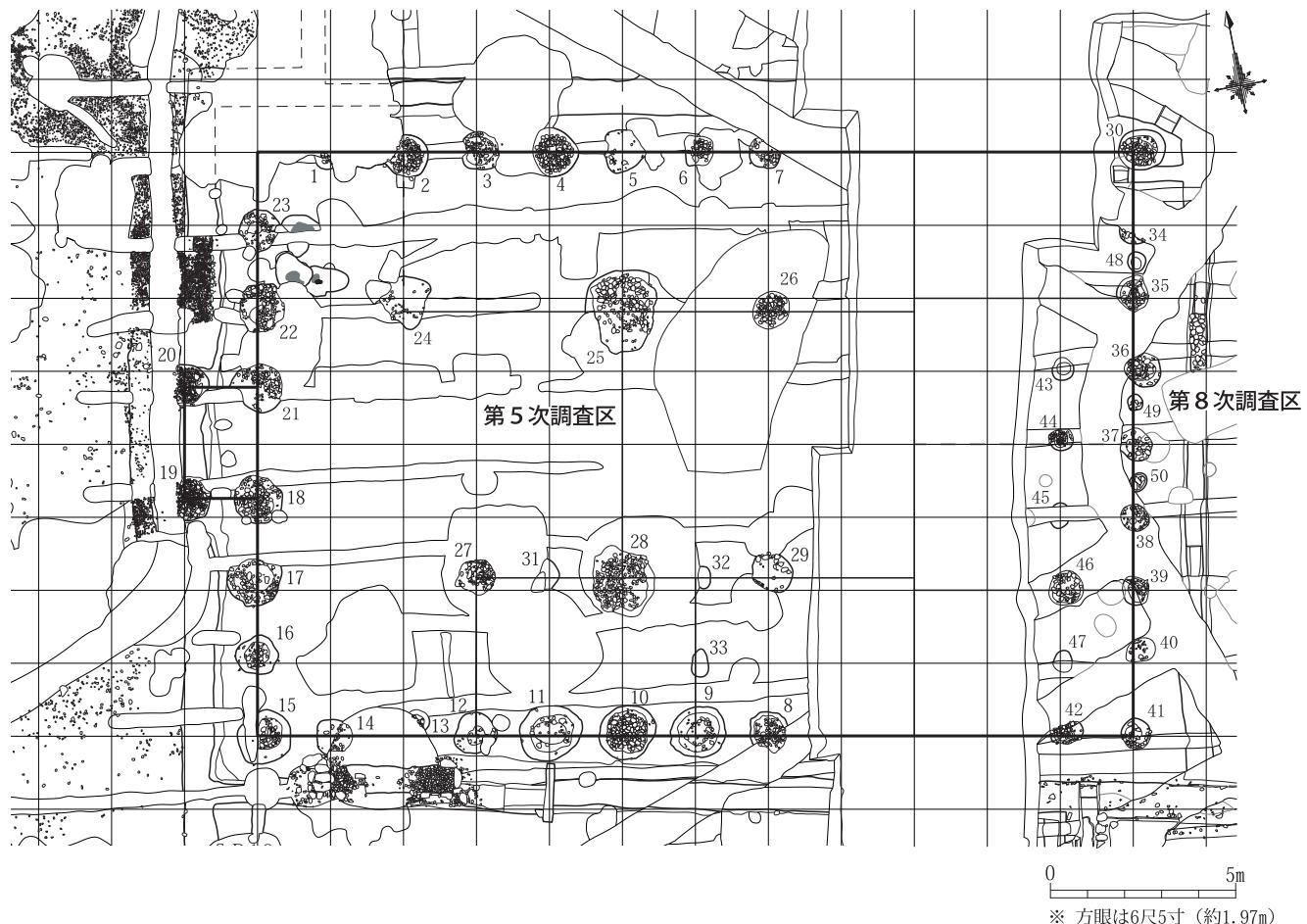
[部屋割りの推定と仙台城二の丸大台所との比較]

建物は第5次調査で西半部分を確認しており、その時点での建物規模や礎石跡配置、そして最も特徴的であった2基の大型礎石跡の存在から、『御二之丸御指図』に描かれた「大台所」の移築前の姿と推定されるところとなつた^(注1)。西半部分での礎石跡の配置をみると、指図中の建物周囲に取り付いた縁や廊下は確認できず、また一部の柱配置に違いが見られるが、ほぼ一致しており、建物の移築に際しては建物規模のみならず、内部の部屋の配置等をほとんど変えなかつたことが推定された。『義山公治家記録』寛永15年12月の条には二の丸での上棟記事があり、その中に大台所が含まれている。

調査前にはこの建物が二の丸大台所の移築前のものであることを想定した調査区の設定を行つたが、今回の調査では予想通り、建物東辺の側柱部分にあたる礎石跡列を確認し、これにより建物の東西規模は柱間1間を6尺5寸とした12間と確定したこと、この建物が二の丸大台所が移築される以前に若林城にあった姿であることがあらためて証明された。この他に新たに判明したことは、東辺の各柱の中間位置に「間柱」と考えられる複数の小規模な礎石跡を初めて確認したことがあり^(注2)、この柱の存在により建物の東壁は土壁と推定され、建物の性格を裏付ける結果となつた。また東半部において指図には表記されない柱に伴う礎石跡を確認し、これが東柱の可能性が高いと判断された。東柱は本来絵図に描かれることは無く、これまでの調査でも構造上からは柱と区別することが難しいことから、記録が残らない若林城の建物の間取りを考える上では問題点が多かつた。しかしこの建物の場合は絵図との相違点が確認できることで、かつての建物の間取りを知る上で貴重な発見となつた。

しかし二の丸と若林城の両建物間には構造上の大きな違いがみられる。最も大きなものとしては、1号建物の玄関幅が6尺5寸の1間半なのに対し、二の丸では2間となっていることである。これにより二の丸大台所では東西柱筋が建物全体を通して並んでいるのに対し、1号建物では玄関幅が狭いために、建物西辺と東辺の柱間寸法に差が生じ、また東西の柱筋が一列に通らないことで、部屋の配置にも影響を与えている。残念ながら構造上の境となる部分は未調査であるが、このラインを境に内部が西と東の空間に大きく分けられたと考えられる。また建物向きの変更に伴い、縁の位置が北から南へ移されたことで、土間の形状や広さが変化した可能性がある。土間以外で最も大きい中央の部屋をみると、二の丸では32畳の部屋が1号建物では29畳程度とやや小さくなり、反対にその北側と南側の部屋が広かつたことがうかがえる。さらに礎石跡44は柱となる可能性があることから、二の丸の奥側中央に配置された広い部屋については、若林城では2部屋に分かれていたことで、建物東側には12畳の部屋が南北に4部屋並んでいた可能性がある。仙台城本丸における大台所は若林城より一回り大きな建物であり、奥側の部屋は細かく仕切られている^(注3)。建物の間口は10間と推定されることから^(注4)、各部屋は2間幅となり、その配置は若





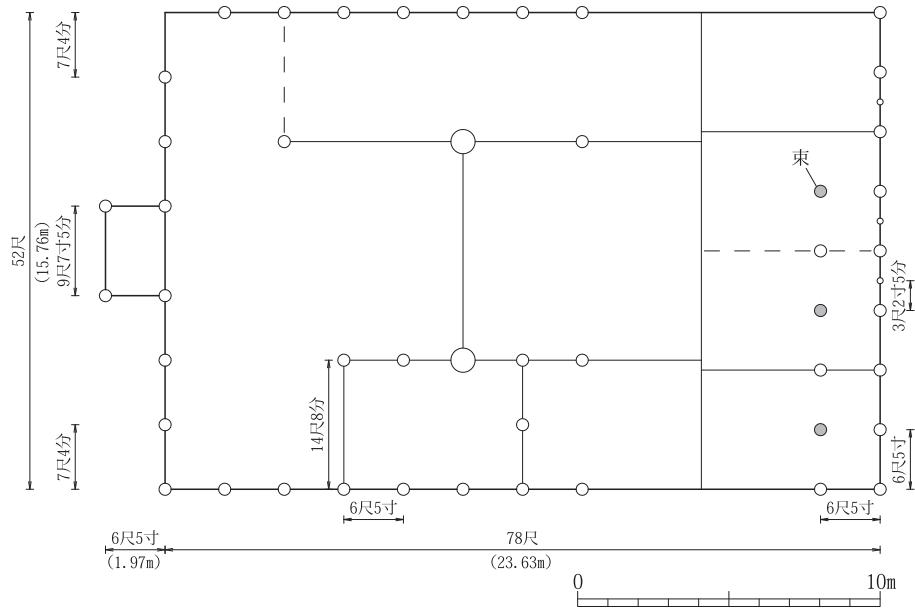
礎石跡	位 置	掘り方 径(m)	標高(m)		掘り方 縞の有無
			検出面	掘り方底面	
1	北辺		12.12		
2	北辺	1.10	12.17		
3	北辺	1.30	12.14		
4	北辺	1.30	12.15		
5	北辺	1.30	12.21		
6	北辺	0.80	12.20		
7	北辺	0.80	12.11		
8	南辺	1.10	12.11	○	
9	南辺	1.50	12.08	○	
10	南辺	1.50	12.10		
11	南辺	1.70	12.12		
12	南辺	1.20	12.09		
13	南辺		12.07		
14	南辺	0.98	11.94		
15	南西隅	1.40	12.06		
16	西辺	1.10	12.04		
17	西辺	1.50	12.12		
18	西辺	1.30	12.14		
19	玄関	1.20	12.05		
20	玄関	1.00	12.18		
21	西辺		12.18		
22	西辺	1.30	12.08		
23	西辺	1.10	12.13		
24	部屋境	1.30	12.16		
25	建物内中心	2.20	12.17		

礎石跡	位 置	掘り方 径(m)	標高(m)		掘り方 縞の有無
			検出面	掘り方底面	
26	部屋境	1.10	11.87		
27	部屋境	0.95	11.91		
28	建物内中心	1.90	11.95		
29	部屋境	1.10	12.13		
30	北東隅	1.27	12.20		
31	部屋境か東		12.15		
32	部屋境か東	0.60	12.12		
33	部屋境か東	0.75	12.09		
34	東辺		12.16	11.93	
35	東辺	0.91	12.15		
36	東辺	0.98	12.20		
37	東辺	0.93	12.20		
38	東辺	0.77	11.90		
39	東辺	0.83	12.15		
40	東辺	0.86	11.97		
41	南東隅	0.84	12.16		
42	南辺	0.89	12.15		
43	束柱	0.61	12.17		
44	部屋境か東	0.67	12.16		
45	束柱	0.68	12.18		
46	部屋境	0.96	11.93		
47	束柱	0.58	12.13		
48	東辺間柱	0.53	12.15		
49	東辺間柱	0.42	12.17		
50	東辺間柱	0.51	12.15		

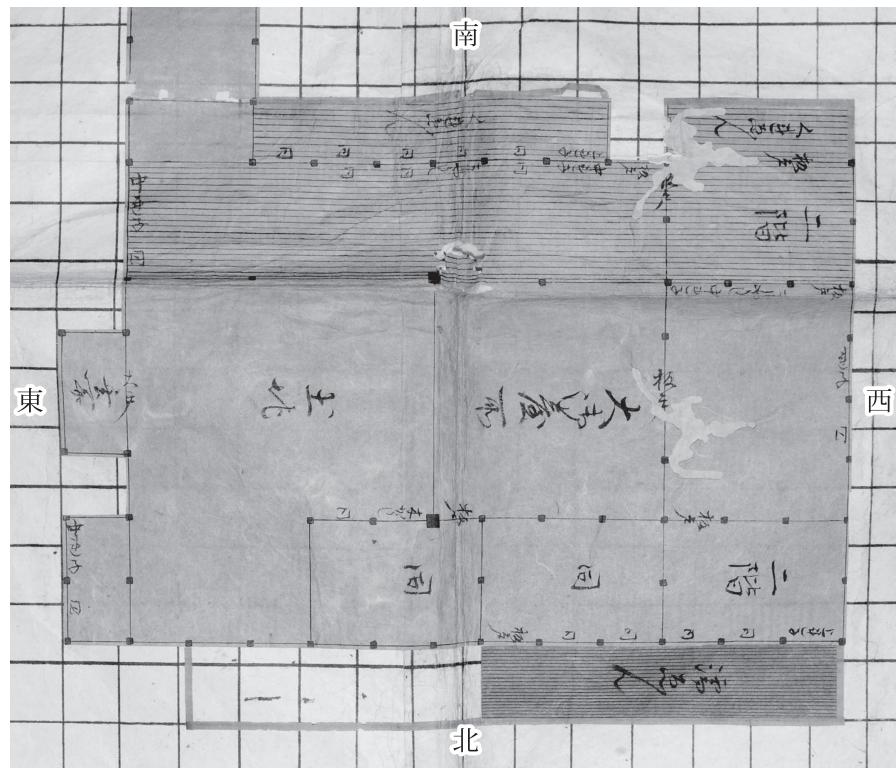
※ 掘り方縞は掘り方埋土を填圧した痕跡
第5次調査分 紙石跡1~29・31~33を含む

第276図 1号礎石建物跡

1 若林城跡の建物について (1) 1号礎石建物跡について



1号礎石建物跡模式



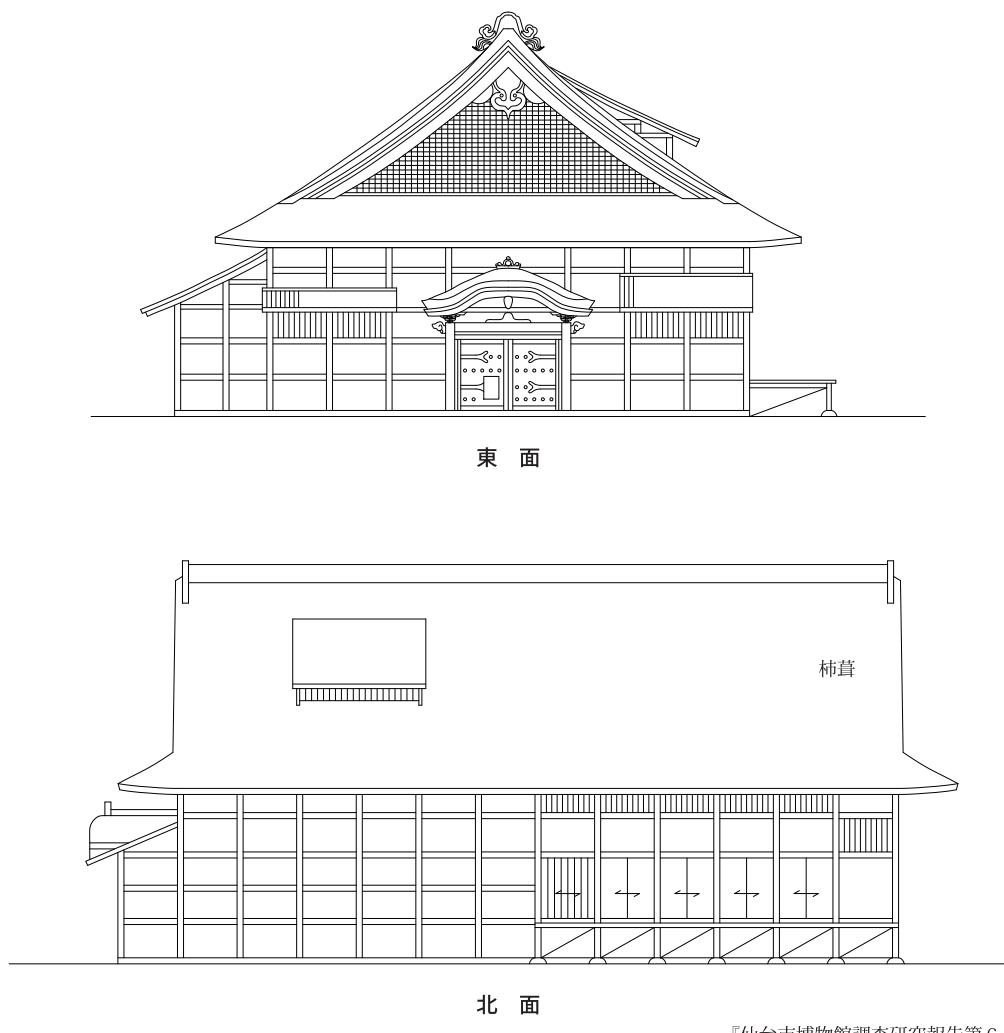
『御二之丸御指図』 大台所部分

第277図 1号礎石建物跡と仙台城二の丸大台所との比較

林城の在り方と類似している。

指図には建物の壁のほか、戸や部屋の仕切りとなる建具についての記載がある。二の丸での大台所は建物外部の「くれえん」に面した板敷きの部間には板戸や腰障子が多用されることで、外部へ開放可能な空間となっているが、他所ではほとんどの壁に中連子や上連子といった高さの異なる窓が取り付けられた土壁となっている。これは台所建物という性格上、耐火性に優れた土壁を多用し、また板間を南側に配置することは、配膳作業での採光面や他建物への連絡を考慮した結果とみられる。中央の部屋は土間以外に南北の部屋との間に仕切りが無く、開放的な空間であったとみられるのに対し、西側奥の部屋は周りを板戸や腰障子で仕切っている。また「二階」とある東西に繋がる各12畳の三つの部屋は建物の北側に配置されている。

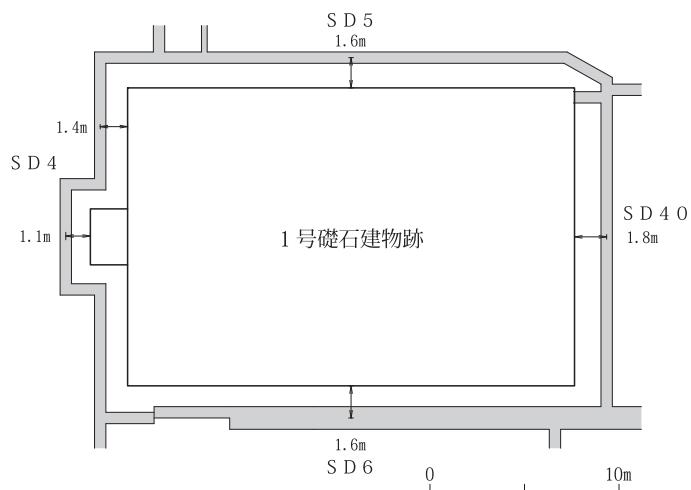
これに対し1号建物は建物群の前面に配置されることで玄関は西面し、二の丸とは反対の向きとなっている。指図からみた特徴を考えると、1号建物もまた南側以外では土壁を主体とした構造であったと推定され、板間側が土壁となり、反対に部屋が連続する南側や東側には戸や障子等が配置され、さらに周辺建物と配置関係からみて、その一部には隣接建物へ繋がる廊下が配置されていた可能性が高い。また東西に連続する部屋は南側に位置し、柱配置の違いから西側の2部屋が13畳程度とやや大きなものとなっている。このことから建物の向きの変更に伴い、壁や建具の配置に加え、各部屋の使い方にも変更があった可能性がある。これに関連して、当初の玄関幅が狭かったものが二の丸において広くされた理由は、格式を持たせた結果との見方もできるが、若林城における配置は、西



『仙台市博物館調査研究報告第6号』を修正転載

第278図 仙台城二の丸下(大)台所立面

1 若林城跡の建物について (1) 1号礎石建物跡について



第279図 1号礎石建物跡と溝跡

の大手側に面することによる景観的な配慮の他に、夏季の西日や冬季の風雪等を意識したものとの見方もできる。

その他の特徴としては、調査では指図にあるような「濡れえん」や「くれえん」の痕跡を確認できなかったが、1号建物の各側柱列と周辺溝との距離は、1.6m～1.8mあることから、玄関側を除く他の三面に幅の狭い縁が配置されていた可能性はある。また建物北東隅部の溝が直角に接続せず、角が落とされた配置を見せてている。このような例は名古屋城本丸の湯殿書院北西隅の雨落ち溝にも見られるが、溝の配置は屋根の構造や形状に沿つたものであり、このような形状がどのような理由

によるものかは不明である。

若林城にかつて存在したこの台所建物がどのような名称であったか知ることはできない。しかし建物は用途が極めて限定されることにより、その特殊な構造のまま、ほとんど改変されずに移築し、使用した事実を考慮すると、この建物は若林城においても「大台所」か、もしくは大台所的建物であったと考えられる。

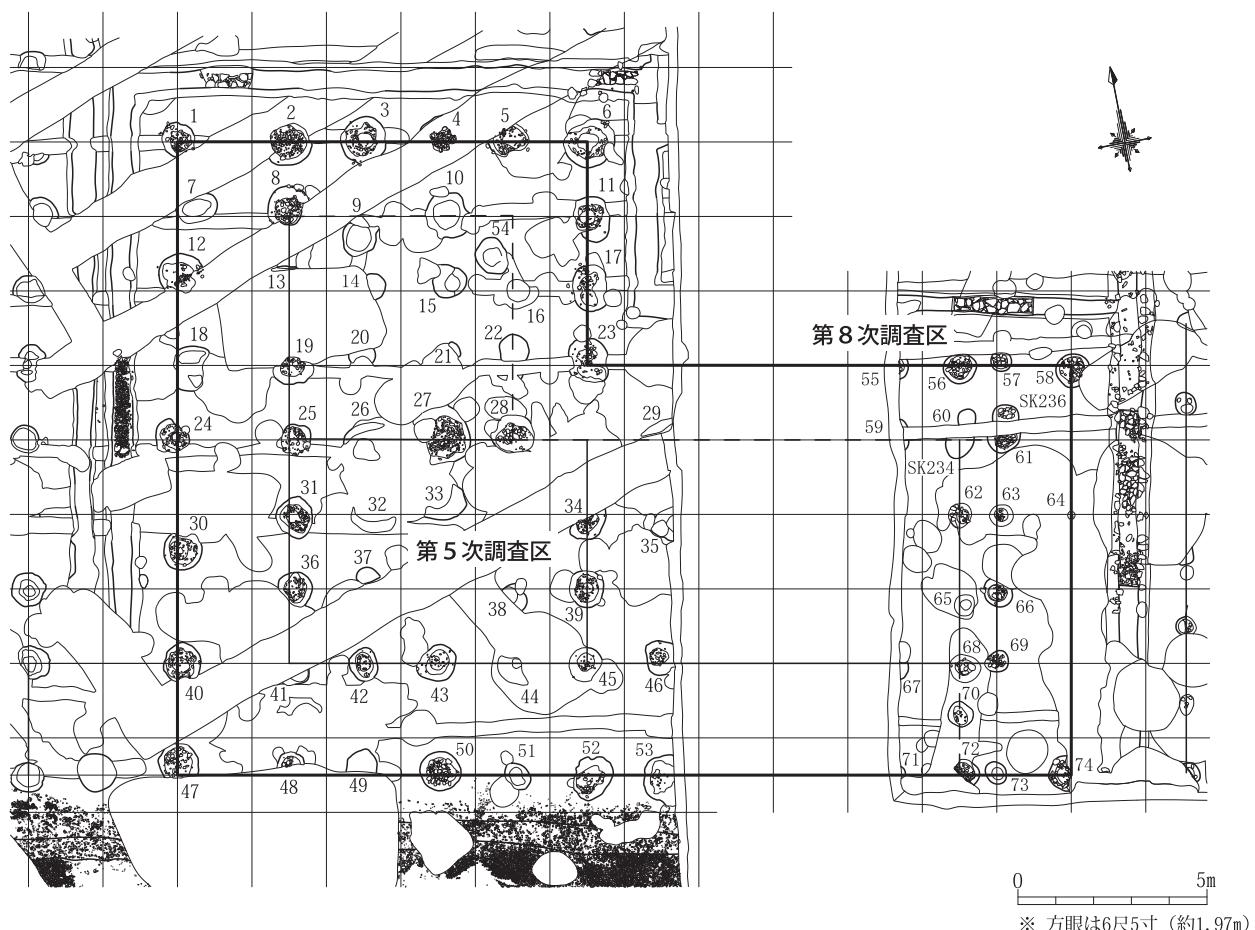
(2) 2号礎石建物跡について

[部屋割りの推定と仙台城二の丸建物との比較]

この建物も1号建物同様に第5次調査で西半部を確認している。建物の形状は鉤型に曲がる特徴的な建物であるが、指図には形状がこれと合致、或いは類似する建物は確認できなかった。

建物内部の礎石跡の配置はほぼ総柱状となっている。建物は南側の東西棟を主屋とし、北西側に張出部が接続する構造とみられる。第5次調査の結果から、推定される建物内部の部屋割りを概観すると、建物西辺と南辺には幅1間半の縁通りが配置され、これにより囲まれた内部は続き座敷部分と推定されている。内部の礎石跡が1間間隔の総柱状となるのに対し、縁通り部分で柱間が空く理由は、座敷部分の東は柱同様に堅固に造られるのに対し、縁通りでは浅い基礎によりほとんどが後に削平され、確認できないことが原因とみられ、本来は1間半の中間に東柱が存在したと考えられる。また他の御殿建物の例からみて、張出部の北辺や東辺にも幅1間の狭い縁通りが存在した可能性もある。主屋と張出部との部屋境は礎石跡25～28の東西線とみられ、建物西辺ではこれを境に柱間が異なっている。またこの東西線と主屋北辺との間が1間あることから、主屋東半部の北辺にもこの幅の縁通りが配置され、これにより建物周囲全てに縁通りが巡っていた可能性もある。ただし北面する部分においては、部分的に幅の狭い部屋として使用したこととも考えられる。縁通りの配置状況からみた部屋の規模は、張出部では東西、南北とも3間ないしは4間で18～32畳の部屋となり、また主屋西側においては礎石跡34と39の規模や造りの堅牢さが目立つことから、この南北線を部屋境として東西4間、南北3間で24畳の一部屋が推定された。

今回の調査では建物の東端部を確認した。ここでの建物の南北幅は6尺5寸による5間半であり、第5次調査区との間には未調査部分があるが、先の調査で確認した幅と同じことから、建物全体の形状と規模が判明するにいたった。内部の構造をみると、東端には幅1間の南北に通る縁通りが配置され、その西側に接する半間幅で南北に通る部分は建物の最奥側に配置された床間や棚部分などとなり、部屋の中でも上位座敷に伴う施設である可能性が極めて高い。この結果、主屋東半部の部屋の規模は東西5間、南北3間の30畳と推定され、西側に並ぶ部屋の大き



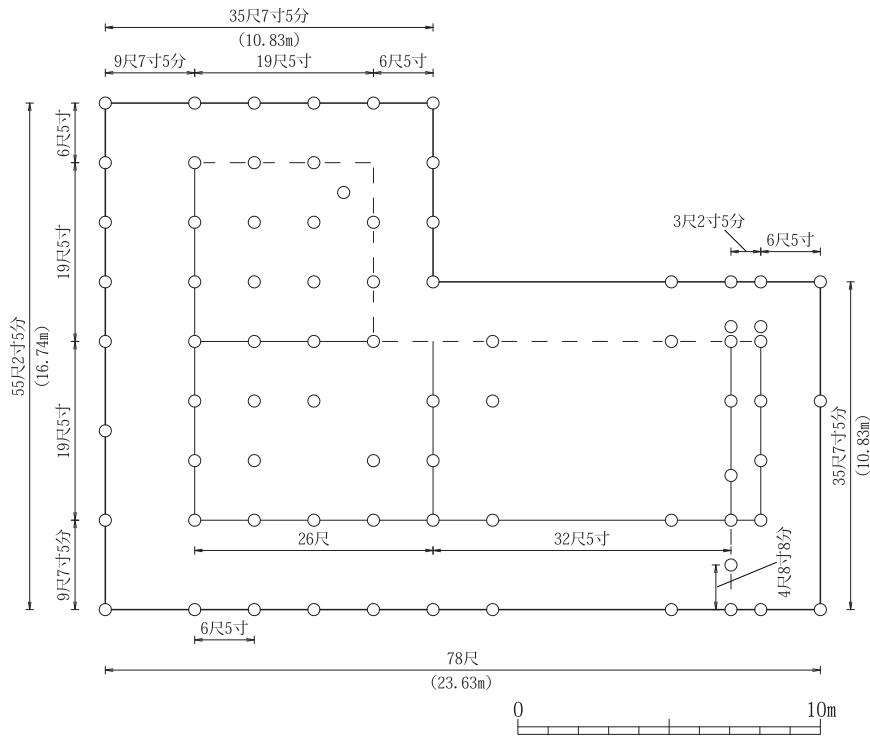
礎石跡	位 置	掘り方 径(m)	標高(m)		掘り方 縞の有無
			検出面	掘り方底面	
1	張出部北西隅	0.84	12.19		○
2	張出部北辺	1.20	12.14		
3	張出部北辺	1.20	12.17		○
4	張出部北辺		11.86		○
5	張出部北辺	1.00	12.10		○
6	張出部北東隅	1.35	12.15		○
7	張出部西辺	1.10	12.18		
8	張出部縁境	1.20	12.13		
9	張出部縁境？	0.87	12.09		○
10	張出部縁境？	1.10	12.08		○
11	張出部東辺	1.20	12.12		○
12	張出部西辺	1.15	12.21		
13	張出部縁境		12.12		○
14	張出部内部	0.70	12.14		
15	張出部内部	0.80	12.08		
16	張出部縁境？		12.00		
17	張出部東辺	1.20	12.12		
18	主屋北西隅	1.20	12.16		○
19	張出部縁境	1.03	12.17		○
20	張出部内部	0.70	12.16		
21	張出部内部		12.16		
22	張出部縁境？	1.20	12.08		
23	入隅	1.10	12.14		○
24	主屋西辺		12.23		○
25	主屋縁境	0.96	12.22		○
26	主屋部屋部		12.14		○
27	主屋部屋部	1.50	12.25		
28	主屋縁境？	1.20	12.12		
29	主屋縁境？		12.08		
30	主屋西辺	1.00	12.24		○
31	主屋縁境	1.10	12.18		○
32	主屋内部	1.20	12.05		
33	主屋内部	1.30	12.05		
34	主屋部屋部	1.10	12.11		○
35	主屋内部	0.90	12.05		○
36	主屋縁境	0.90	12.16		○
37	主屋内部	0.66	12.16	12.04	
38	主屋内部	0.75	12.05		

礎石跡	位 置	掘り方 径(m)	標高(m)		掘り方 縞の有無
			検出面	掘り方底面	
39	主屋部屋部	1.00	12.15		○
40	主屋西辺	1.00	12.23		○
41	主屋縁境		12.07		
42	主屋縁境	0.86	12.13		○
43	主屋縁境	1.10	12.15		○
44	主屋縁境	1.00	12.04		○
45	主屋縁境	0.92	12.15		○
46	主屋縁境	0.90	12.14		○
47	主屋南西隅	1.00	12.21		○
48	主屋南辺	0.70	12.17		○
49	主屋南辺	0.80	12.02		
50	主屋南辺	1.05	12.24		
51	主屋南辺	0.80	12.17		
52	主屋南辺	1.20	12.19		○
53	主屋南辺	1.32	12.21		
54	張出部内部	1.00	12.12		○
55	主屋北辺		12.12		○
56	主屋北辺	0.88	12.12		○
57	主屋北辺	0.54	12.12		
58	主屋北東隅	0.89	12.08		○
59	主屋縁境？		12.15		○
60	主屋縁境？	0.46	12.13		
61	主屋縁境？	0.89	12.15	11.98	○
62	主屋内部	0.65	12.12		○
63	主屋縁境	0.63	12.07		○
64	主屋東辺	0.21	11.95		○
65	主屋内部	0.56	12.06		
66	主屋縁境	0.81	12.17		
67	主屋縁境		12.15		○
68	主屋縁境	0.83	12.10		○
69	主屋縁境	0.63	12.18		
70	主屋内部	0.66	12.06		○
71	南辺		12.21		
72	南辺		12.23	11.95	
73	南辺	0.62	12.20		
74	主屋南東隅	0.93	12.20	11.95	○
SK234	主屋縁境？	0.74	12.14		
SK236	主屋縁境？	0.69	12.13		○

※ 掘り方縞は掘り方埋土を填圧した痕跡
第5次調査分 紙石跡1~54を含む

第280図 2号礎石建物跡

1 若林城跡の建物について (2) 2号礎石建物跡について



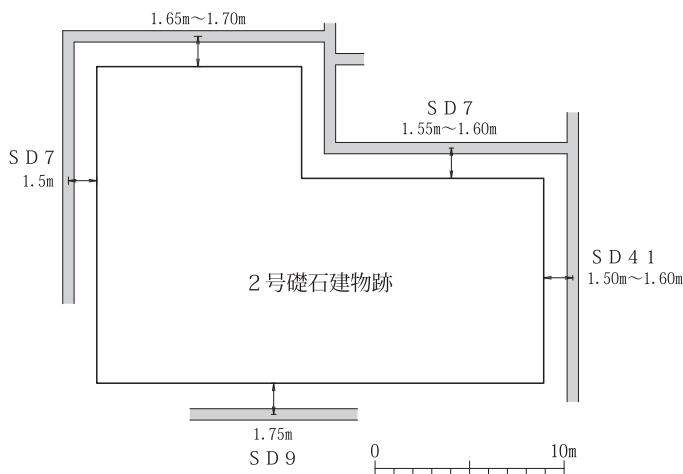
第281図 2号礎石建物跡模式

さから、東の部屋が二部屋に分かれる可能性は低く、建物内で最大規模の部屋とみられる。これにより建物内部は大きく三部屋に分かれる続き座敷となり、中でも主屋に配置された東西二つの部屋はその配置からみて、奥側となる東側を上段部分、入口に近い西側を下段部分とした部屋に格式の違いを有する建物であったと考えられる。この主屋の2部屋については東西に並ぶことにより、採光面で配慮された配置であることがわかる。

床間とみられる部分については、建物の南側が開けるとみられ、他の三方には別建物が迫る状況からみて、一般的に半間幅の南側が床間、北側が棚であった可能性が高いが、双方の幅は不明である。棚の北側には北側の縁通りに張り出した別の棚の存在も想定される。また南側には縁通りに張り出す付書院の存在も想定されるが、それを示す痕跡等は確認できなかった。さらに南側縁通り中に礎石跡がほとんどみられない中、礎石跡70のみを確認したことは、これが廊下を仕切るための戸柱の可能性があり、廊下の奥側を見通せないように障子や襖により仕切っていた可能性があることを示すものといえる。縁通り部分の仕切りについては二の丸の小広間や書院をはじめ、大型で高い格式を有する建物においてみられる。

建物群の前面にある3号建物とこの建物の南端とは廊下で繋がれている。両建物の南辺は揃い、縁通りもまたこの廊下を介して東へ一直線に延びている。奥側へ進むには3号建物北側に存在したであろう玄関より建物西側の廊下を南下し、東へ折れて2号建物に入ったと考えられるが、張出部の存在は3号建物の北側からこの建物へ直接入る経路の存在を想定させるものとなっている。江戸愛宕下の仙台藩上屋敷では、玄関のある遠侍建物より主殿である小広間へは廊下を介し直接入る他に、別の建物を経由する二通りがある^(注5)。また仙台城二の丸の雁行型の御殿を左奥側へ進むにあたっては、客の間から小広間へ入る経路のほか、焼火の間に入る経路があり、小広間から書院へは渡り廊下による二つの経路がある。建物の奥へ進むにあたっては、入場する者の用向きや身分により経路が異なる場合があり、若林城においてもまたこのような幾つかの経路があったことも考えられる。

建物の各側柱列と周辺溝との距離をみると全体に一定しているが、この部分に幅広の濡れ縁等を設けることは難しい。しかし建物の性格からみて、見晴らしが良いとみられる建物南面や北面には全体ではないにしろ、半間程



第282図 2号基礎石建物跡と溝跡

度の縁が備わっていたと考えられる。さらに南辺の側柱については礎石跡が6尺5寸間隔で配置されているが、これら全てが軒を支えるのでは無く、一間おきに束柱とすることで、建物からの眺望を考慮した構造であった可能性がある。

先述のように2号建物については指図中にその姿を見ることはできない。建物形状が鉤型で続き座敷となるものとしては、勝手を合わせた書院や、客の間と虎の間を繋いだ建物が確認できるが、これらは2号建物と比較して規模が大きく、内部の配置も大きく異なっている。内部が一列形式の上下二部屋となるものには小広間の他、客の間、書院、焼火の間があり、これらの上段側には床間が

備え付けられている。この建物は規模のみならず部屋や廊下の配置、さらに床間の存在等から、これまで調査した建物の中では最も格式の高い建物とみることができ、それはまた周辺に配置された溝構造にもあらわれているといえる。以上のことから2号建物は仙台城本丸における大広間や二の丸の小広間に相当するものと推定され、御殿建物の中でも儀式や対面、接見などの重要な行事を行うことで、若林城における中心殿舎としての「広間」的建物と考えるのに十分な要素を備えた建物と考えられる。

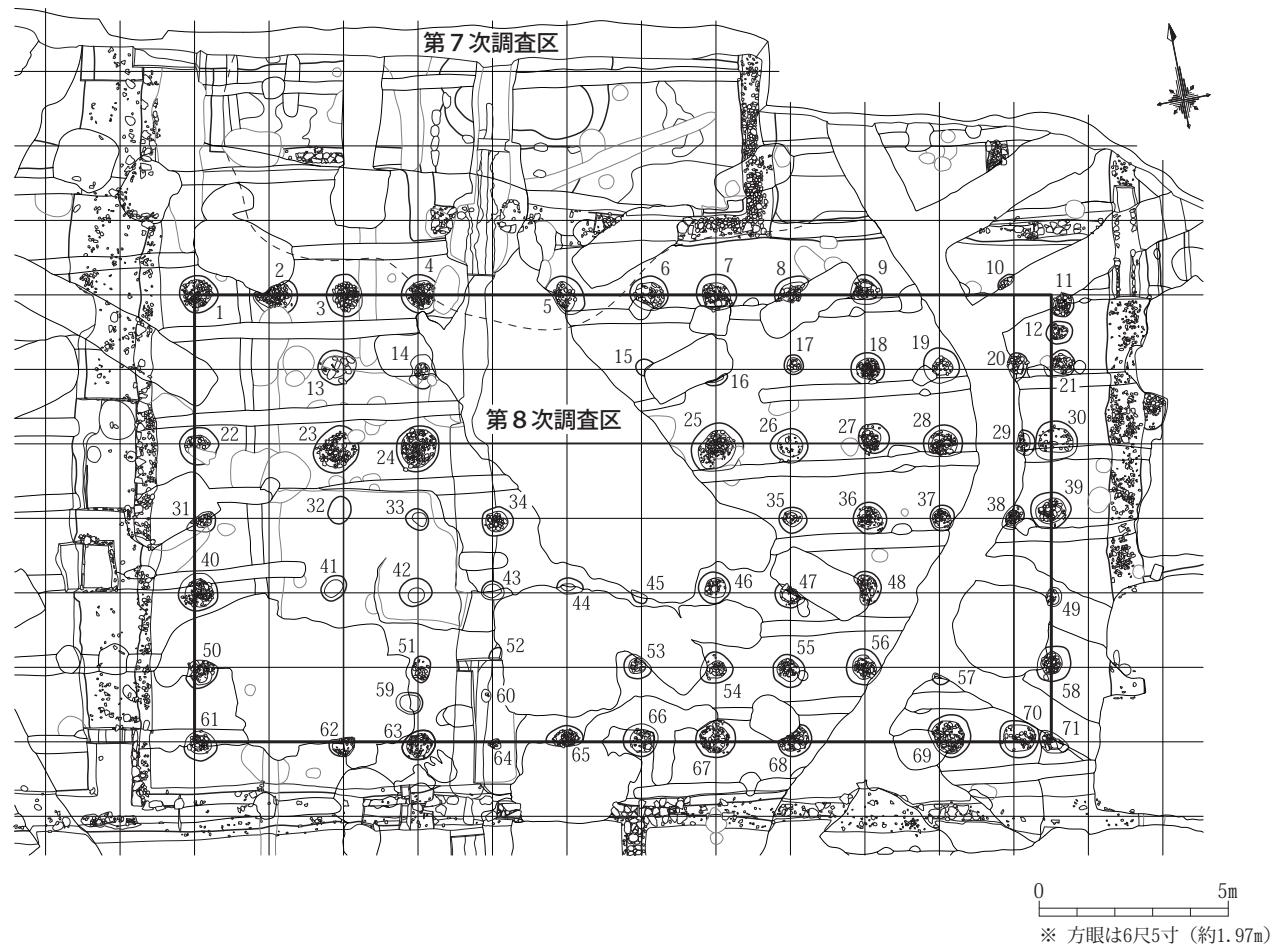
第5次調査で全体を確認した3号建物については、二の丸への移築に伴い、若林城における位置のみならず建物の用途が変更されたことが考えられている。しかしながら3号や1号の台所建物については、特殊な構造であったことにもより、建物に大きな変更が無かつたことから移築の事実を知り得ることができたが、これ以外の建物については、指図中に見ることはできず、そこには移築後に大規模な改造を受けていることも否定できない。特に2号建物については大型であることに加え、若林城の中心建物であることからも、新たに藩主となった忠宗が藩政の中心として造営した二の丸へ移築されてしかるべきといえる。この建物については形状や構造が大きく変更された可能性があるが、指図に確認できない他の理由としては、奥御殿を含む指図に描かれない地区への移築、子息や家臣屋敷など二の丸以外への移築、さらには何らかの理由で移築されずに解体されたなどの様々な可能性があり、指図をはじめ、関連する絵図類の建築学的見地からのさらなる検討が必要とされる。

(3) 6号基礎石建物跡について

[部屋割りの推定]

6号建物は多くの礎石跡が総柱状に整然と並ぶ建物で、柱間のほとんどは6尺5寸を1間とし、一部が半間で配置されている。建物周囲には2号や3号建物にみられる縁通りによる1間半の柱間部分は確認できない。建物西端の東西2間部分は部屋や幅広い南北の縁通りの可能性も否定できないが、幅が2間あるにもかかわらず、内部には礎石跡が全くみられない状況から、この一部は1号建物にみられるような土間の可能性がある。また建物東端には東西が半間の柱間が南北に通り、また南西部にも南辺より北へ南北幅が半間の礎石跡が存在しており、これらは建物の壁際に備えられた棚等の施設の可能性がある。さらに建物北辺から南へ2間目の東西柱列となる礎石跡は大型のものが目立ち、これを境に内部が南北の区画に大きく分かれるとみられる。北側については幅2間の縁通りもしくは複数の部屋に仕切られていたと考えられる一方、南側については柱と束柱の区別が難しく、どのように仕切られていたかは判断できない。

1 若林城跡の建物について (3) 6号礎石建物跡について



礎石跡	位置	掘り方 径(m)	標高(m)		掘り方 縞の有無
			検出面	掘り方底面	
1	北西隅	0.99	12.20		
2	北辺	1.17	12.21		
3	北辺	1.11	12.27		
4	北辺	1.05	12.22		
5	北辺	1.13	12.29		○
6	北辺	1.01	12.27		
7	北辺	1.05	12.30		○
8	北辺	1.01	12.32		
9	北辺	0.85	12.36		
10	北辺		12.25		
11	北東隅	0.62	12.30		○
12	東辺	0.69	12.27		○
13	部屋境	0.96	12.28		
14	内部	0.90	12.23		○
15	内部	0.44	12.26		○
16	内部		12.23		○
17	内部	0.51	12.29		
18	内部	0.89	12.29		
19	内部	0.97	12.30		○
20	内部	0.76	12.28	12.10	
21	東辺	0.82	12.29		
22	西辺	1.00	12.18		
23	部屋境	1.29	12.26		○
24	部屋境	1.25	12.28		○
25	部屋境	1.40	12.22		○
26	部屋境	0.99	12.27		
27	部屋境	0.81	12.23		
28	部屋境	1.04	12.27		○
29	部屋境	0.68	12.24	11.94	○
30	東辺	1.11	12.24		
31	西辺	0.81	12.20	11.83	○
32	部屋境	0.73	12.07		
33	内部	0.61	11.95		○
34	内部	0.82	12.23		○
35	内部	0.74	12.24		
36	内部	0.88	12.25		

礎石跡	位置	掘り方 径(m)	標高(m)		掘り方 縞の有無
			検出面	掘り方底面	
37	内部	0.69	12.27		
38	内部	0.68	12.26		○
39	東辺	1.06	12.25		
40	西辺	1.03	12.15		○
41	部屋境	0.73	12.08		
42	内部	0.81	11.92		○
43	内部	0.60	12.21		○
44	内部	0.68	12.19	11.92	○
45	内部	0.46	12.06		○
46	内部	0.82	12.30		
47	内部	0.81	12.34		○
48	内部	0.88	12.29		○
49	東辺	0.50	11.95		○
50	西辺	0.90	12.25		
51	内部	0.68	12.08		○
52	内部	0.33	12.16		
53	内部	0.73	12.19		○
54	内部	0.87	12.19		○
55	内部	0.86	12.32		
56	内部	0.92	12.33		
57	内部	0.45	12.27		
58	東辺	1.04	12.31		○
59	内部	0.71	12.13		
60	内部	0.34	11.95		
61	南西隅	0.86	12.17		
62	南辺	0.69	12.14	11.96	○
63	南辺	0.88	12.14		○
64	南辺	0.32	11.99		○
65	南辺	0.99	12.14	11.84	○
66	南辺	0.93	12.18		○
67	南辺	1.05	12.19		○
68	南辺	0.93	12.28		
69	南辺	1.11	12.26		○
70	南辺	1.08	12.28		○
71	南東隅	0.84	12.24		○

※ 掘り方縞は掘り方埋土を填圧した痕跡

第283図 6号礎石建物跡

建物西辺の北端には柱間が2間と広くなる部分があり、ここは外部との出入口と判断されるが、東柱の痕跡が確認できず、渡り廊下ではなく、土間から直接出入りした部分とみることもできる。西側の42号溝跡底面には溝を渡るために架けた橋状の施設の基礎を確認しており、これにより1号建物とを行き来していたと考えられる。

[仙台城二の丸上台所との比較]

6号建物は仙台城二の丸の「上台所」に形状と規模が類似している。指図では上台所の主屋周辺に配置される縁や廊下、そして酒部屋等の小規模な建物が共に描かれており、6号建物の規模はこれら周辺施設を除いた建物本体とほぼ一致している。

上台所は玄関を伴った遠侍建物の西奥側、焼火の間の北側に位置する建物で、前面の御殿建物群から離れ、中奥側に配置されている。上台所の機能としてはその名の通り、二の丸において藩主やその近親者に対する賄いを中心に行う場所で、一般に各藩の城や江戸屋敷においては大台所や下台所と区別されている。また台所は表側とは別に奥御殿にも置かれる例も多く、二の丸の奥にも台所が配置されている。

二の丸の上台所は南北棟建物で、東側に酒部屋や土間の部屋、拭い縁や濡れ縁が接続しているが、柱配置からみて主屋部分は西辺より6間分の廊下までとみられる。周囲の建物とは廊下で繋がっており、特に南側では建物内から伸びる幅2間の廊下が焼火の間とを繋ぎ、この経路の重要性を示している。北側は大台所背面の菓子部屋、肴部屋、八百屋部屋などの各種部屋と1間幅の廊下で繋がっている。

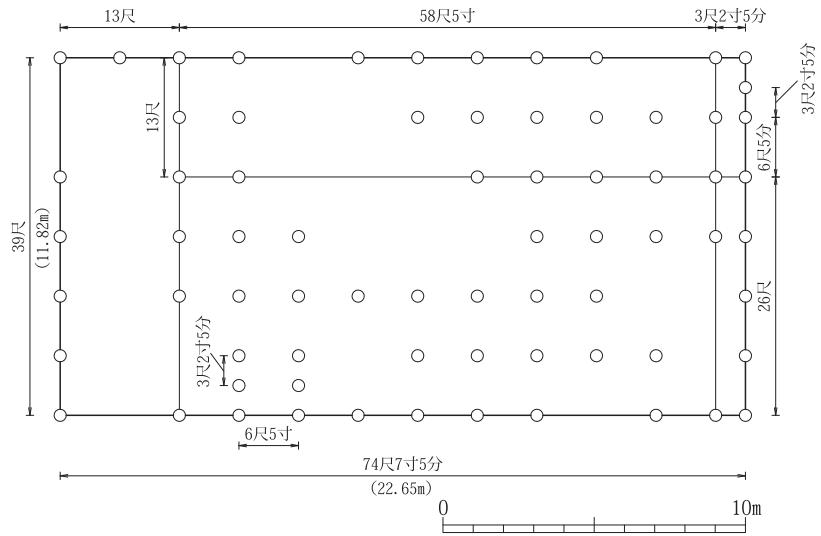
上台所の建物内部は西側の複数の部屋と東側の廊下に大きく分かれ、廊下の北側では土間が組み込まれることで幅が狭くなっている。建物の南側には間口2間半、奥行2間の部屋が縦に二部屋並び、その奥の部屋には「上段」とある。部屋の境は板戸で、手前や南側の廊下との境は襖や腰障子で仕切り、上段と中央の部屋との境を木格子で仕切っている。中央の部屋は廊下との境の柱間を2間と広くとり、仕切りは無く開放された空間である。西壁には奥行が半間の「二重通棚」が部屋全体に備えられ、この部屋が調理や配膳を行う場としての特徴をみせている。また北側の部屋は中央の部屋と廊下とを板戸で仕切っている。これら南北に並んだ部屋の西壁の一部には中連子窓を配することから、西壁と北壁が台所特有の土壁であったことがわかる。北東側には間口3間の東に張出した土間があり、その端には「大戸」とあり、ここが建物の出入口とみられる。

6号建物と上台所との類似点は主屋部分の規模以外にも幾つかみられる。向きこそ違うが、6号建物の北側には幅2間で建物全体を東西に通る区画が存在している。ここは上台所の縁通りにあたり、南側とは何かしらの別区画と推定されるが、廊下として使用する以外にも複数の部屋に仕切ることも可能な場所といえる。建物西側には土間が存在した可能性があるが、上台所では土間は無く、縁通りの端に掛かるのみである。しかし指図を見る限り、土間を備えた建物は限られており、配置上の相違は移築後の新たな用途に沿った改修によるものと理解できる。その他、建物南壁側に配置された半間幅の礎石跡59と60の配置は東柱の可能性も否定できないが、この場所のみでの確認であることから、場所を限定した棚に伴うものの可能性が高い。撫亂により東側での確認はできなかったが、おそらくは上台所と同位置に配置されたものとみられる。

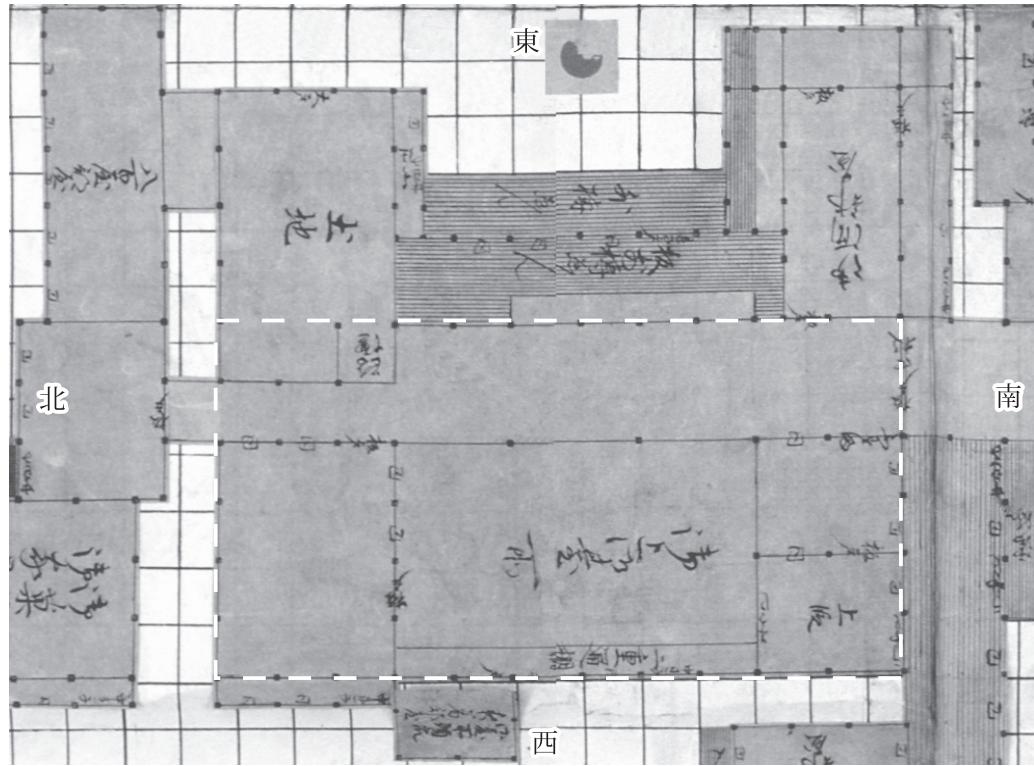
両者の相違点としては、建物東壁側にみられる半間幅の礎石跡配置が上台所には見られないことである。上台所のこの位置には上段の部屋を含む2部屋があり、部屋の間口が2間半で柱は二つ割りされている。6号建物での柱配置で上台所同様の部屋が配置されることは考え難く、この場所は上台所の南壁側同様に棚が備えられていたと考えられる。また棚は建物の東壁全体にみられ、仮に若林城での建物が上台所的な建物ではない場合、ここに床間が存在した可能性もあるが推測の域を出ない。西側については礎石跡の配置状況に特徴が見られず、上台所同様の部屋割りが行われていたかは不明である。また上台所の土間部分が張出す構造については、6号建物では確認できない。ただし8号池跡に臨む建物北西側の雨落ち溝が北に張出す状況は、ここに何らかの上屋が存在したことを示すものであり、規模は違うが、この部分の構造が上台所の土間部分の構造に反映されたとも考えられる。

1 若林城跡の建物について (3) 6号礎石建物跡について

6号建物と上台所の建物方向は異なっている。上台所の北及び西壁には土壁が多用され、これは大台所に共通することである。若林城において同様の構造のまま方向が異なることは、土壁主体の壁面が南と東側に配置されたこととなり、そのままの構造で移築した場合、建物の使い勝手が悪くなると共に、気候や環境への適応面からは好ましくないものといえ、若林城の建物は二の丸の上台所とは壁の構造も異なったものだったとみられる。このように建物を移築する際には、解体したものを新たな用途に合わせ、細部の変更を行うのみではなく、建物の向きの変更を伴う場合にはその配置や方角に適応した壁材に改修する必要性が生じたことが考えられる。

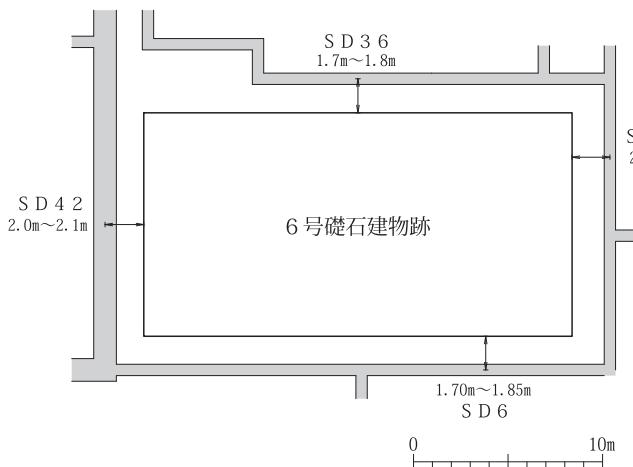


6号礎石建物跡模式



『御二之丸御指図』上台所部分

第284図 6号礎石建物跡と仙台城二の丸上台所との比較



第285図 6号礎石建物跡と溝跡

6号建物の各側柱列と周囲溝との距離は、1号や2号建物と比較して全体に広い。上台所の東側には幅1間半の濡れ縁が見られるが、若林城では東柱のみにより支えられた建物外部の縁はこれまで確認されていない。これは東柱の基礎構造が浅いためと理解できるが、6号建物については軒の出が他の建物より大きかったことに加え、周囲の一部には幅が5尺程度の縁が存在したことも十分考えられる。

次に述べる7号建物の特徴に加え、この建物からの眺望を意識して北側に配置されたとみられる石敷きを伴う8号池跡や、建物下部を通した樋の存在からみた場合、この建物が若林城において二

の丸同様に上台所として使用されていたかは疑問が残る。これは建物の構造面からも言え、両者は内部の部屋や施設の配置上は大筋で合うものであるが、6号建物には指図中の上台所からはうかがえない、いわば1号建物のような通常の建物とは異なった台所特有の特徴に乏しく、それは建物西側に想定される土間の規模や、部屋の区画に特徴が無いことにも表れているように思われる。指図には広間、書院、御座の間など、御殿を構成する主要建物や台所、寝所といった実用的なもの以外に、様々な建物が描かれている。中でも城内で使用する道具類や食材等を収納した部屋や物置は数が多く、奥側の各所に配置されている。また城内には出仕する家臣以外にも、主の身近に控える家臣や、様々な世話をすると多かったとみられ、これらの者が勤務し、また生活する部屋も必要となる。以上のことから、この建物の想定される用途としては、御殿内で使用する様々な物品を集約し、管理・保管したりする納戸や蔵的な建物や、あるいは様々な職務をもった家臣が勤務し控える部屋から構成される建物が想定でき、建物は二の丸において一部改修を受けながらその性格を大きく変えた可能性がある。

(4) 7号礎石建物跡について

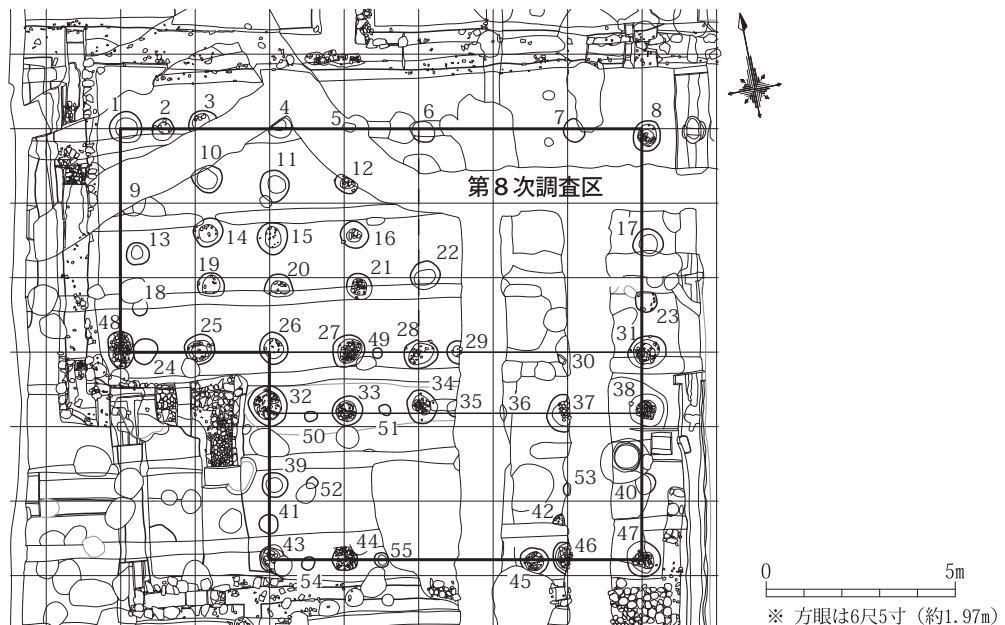
[部屋割りの推定]

建物形状と内部の柱間の違いから、建物は北側の主屋部と南側の張出部に大きく分かれ、張出部はさらに南と北の2区画に分かれるとみられる特殊な建物である。

主屋部は東西建物とみられ、礎石跡は総柱状となり、柱間の違いから内部はさらに東西4間で24畳の西側と、東西3間で18畳の東側の二つの区画に分けられる。西側区画の南北柱間は3間を4つ割りしたもので、さらに小部屋に分割される可能性もある。礎石跡のほとんどは東柱となり、内部は床敷きであったとみられる。東側は搅乱が多いため内部に礎石跡は全く確認できず、床敷きか土間の判断はし難い。

張出部北側の区画は主屋と南の部屋を繋ぐ南北幅が5尺程度の狭い空間であるが、その狭さから独立した部屋ではなく、廊下か物置と推測される。南側の張出部は主屋部とは異なり側柱を中心に6尺5寸を1間とした柱配置がみられるが、内部には礎石跡が配置されない場所がある。また東壁を除いた側柱の数か所には間柱とみられる小規模な礎石跡が配置されている。さらに東壁際には桶状遺構が埋設されており、これらは張出部が土間で、周囲の壁はほとんどが土壁であったことを示すといえる。ただし内部の半間間隔の礎石跡から、一部はこれを東柱とした床敷きとも考えられ、さらに南辺の礎石跡の特徴から、建物南側に出入り口が存在した可能性もある。ただし建物内部にみられる間柱の配置から、南側の張出部分については主屋部分と隣接する別の建物となり、間の5尺幅部分が両

1 若林城跡の建物について (4) 7号礎石建物跡について



礎石跡	位置	掘り方 径(m)	標高(m)		掘り方 縞の有無	礎石跡	位置	掘り方 径(m)	標高(m)		掘り方 縞の有無
			検出面	掘り方底面					検出面	掘り方底面	
1	主屋北西隅	0.86	12.15			29	束柱?	0.60	12.19	12.05	○
2	主屋北辺	0.60	12.18			30	部屋境		12.20		○
3	主屋北辺	0.78	12.17	12.00	○	31	東辺	1.01	12.28		○
4	主屋北辺	0.67	12.17	11.95	○	32	張出部西辺	1.08	12.26		○
5	主屋北辺	0.34	12.11			33	張出部部屋境	0.80	12.28		
6	主屋北辺	0.62	12.22			34	張出部部屋境	0.90	12.24		
7	主屋北辺	0.62	12.14		○	35	束柱?	0.44	12.21	12.05	
8	主屋北東隅	0.80	12.11		○	36	張出部部屋境		12.11		○
9	主屋西辺	0.68	12.10	12.02	○	37	張出部部屋境	0.99	12.23	11.98	○
10	主屋内部	0.74	12.18		○	38	張出部東辺	0.89	12.17		○
11	主屋内部	0.84	12.21		○	39	張出部西辺	0.69	12.17		○
12	主屋内部	0.62	12.21	12.06	○	40	張出部東辺	0.57	12.18		○
13	主屋西辺	0.60	12.15			41	張出部西辺間柱	0.50	12.14		
14	主屋内部	0.78	12.18			42	張出部内部?		12.18		
15	主屋内部	0.84	12.19		○	43	張出部南西隅	0.72	12.17		
16	主屋内部	0.74	12.19		○	44	張出部南辺	0.66	12.22		
17	主屋東辺	0.80	12.20			45	張出部南辺	0.75	12.24		
18	主屋西辺	0.46	12.14		○	46	張出部南辺	0.84	12.20	12.06	○
19	主屋内部	0.70	12.16			47	張出部南東隅	0.93	12.15		○
20	主屋内部	0.77	12.17		○	48	主屋南西隅?	0.98	12.11		
21	主屋内部	0.72	12.18			49	束柱?	0.27	12.11		
22	主屋部屋境?	0.78	12.20			50	束柱?	0.34	12.28	12.20	
23	主屋東辺	0.54	12.28			51	束柱?	0.33	12.24		
24	主屋南西隅?	0.68	12.09			52	張出部内部か東	0.32	12.17		
25	主屋南辺	0.78	12.10			53	張出部内部か東	0.33	12.13		
26	入隅	0.85	12.11			54	間柱	0.37	12.12		
27	部屋境	0.88	12.13			55	間柱	0.41	12.22		
28	部屋境	0.90	12.16								

※ 掘り方縞は掘り方縞を填压した痕跡

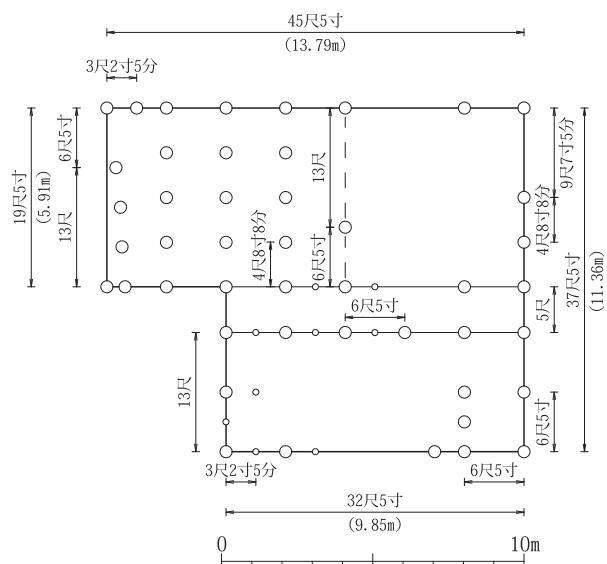
第286図 7号礎石建物跡

建物に挟まれた空間と考えることも可能であり、今後検討を要する。

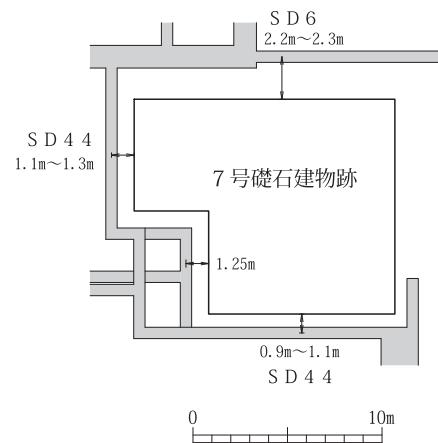
建物の側柱列と周辺溝との距離をみると、南辺や西辺では幅が狭く、溝と建物が近接しているが、北辺側のみ幅が1間以上と広い。このため建物北辺には建物外部の縁が取り付けられていた可能性があり、主屋部西辺の柱配置の特徴や東側に9号建物が接することから、主屋部の東西側には隣接建物へ渡る廊下などが配置されていたと考えられる。また6号建物との間には溝が1条のみ存在しており、屋根形状についての検討も必要である。

[仙台城二の丸建物との比較]

この建物が二の丸に移築された場合、新たな配置等により形状が変更されたことは十分考えられるが、仮に用途に変更が無かつた場合は、土間や桶状遺構、そして土壁というこの建物の最大の特徴は踏襲された可能性が高い。しかし現在のところ、指図中にはこの建物と類似した平面形状や規模を持つ建物は確認できない。指図で大台所や



第287図 7号礎石建物跡模式



第288図 7号礎石建物跡と溝跡

上台所を除き、土間である「土地」と記された部分を伴う建物には、玄関脇の「歩行衆間」、舞台背面の「楽屋」、「楽屋台所」の他、南側に別に区画された数奇屋関係の施設にみられるが、建物の形状は全く異なっている。桶状遺構に関連し、御座の間と寝所の北側にある「風呂屋」の可能性も検討してみたが、これもまた類似性は認められなかった。

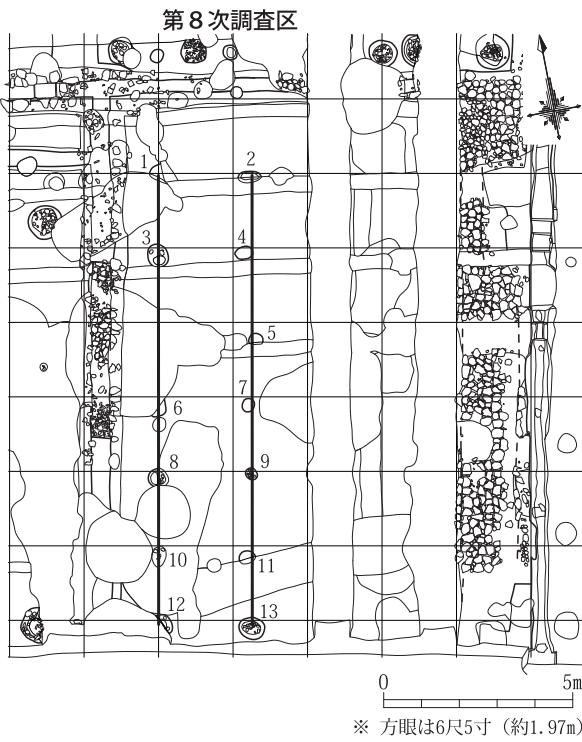
若林城の御殿建物については、全ての建物や施設を確認したわけではないが、これまでの調査において、表側の主要殿舎の多くが確認された可能性が高い。その規模は単なる屋敷の範疇で理解できるものではなく、先述のように当時の城内の表側には大台所とは別に上台所を配置し、さらに奥側にはこれらとは別な台所を配置しているとみられる。このことから6号建物については移築後に二の丸上台所としてその用途を大きく変えたとみられるが、若林城における当初の上台所的建物はこの建物であった可能性がある。それはこの建物が2号や9号建物とは全く異なる特殊な構造であること以外、建物入隅部分にある石組遺構が枠状の実用的な施設であることや主要建物の背面に位置し、大台所にも隣接すること、さらには複数ある池等の施設を臨む位置には無いことなどにも表れているとみられる。

この建物に関しては2号建物同様に二の丸の別の地区へ移築された以外に、二の丸以外への移築も考えられるが、二の丸で考えられる上台所の在り方が変化することで、その特殊性ゆえに別建物への転用が適わず、移築されなかつた可能性もある。

(5) 8号礎石建物跡について

[部屋割りの推定]

東西両柱列の南北柱間は1間が6尺5寸であるのに対し、東西柱間は8尺1寸2分（6尺5寸の2間半の半分）と広くなっている。これと同じ柱間は9号建物主屋部分の南北柱間と、3号建物の東西柱間にのみに確認しており、両方とも大型建物における縁通りに囲まれた座敷部分である。礎石跡が浅いために当初は渡り廊下と推定したが、これまで他で廊下部分の基礎はほとんど確認されておらず、さらに建物の縁通りにはこの柱間が確認できないことから、建物は同幅でさらに東側に1間分広がる規模の可能性がある。しかしその部分は六角塔基礎が入り礎石跡は確認できなかった。またさらに東への1間の伸びを想定した場合、建物東西の外寸は中途半端なものとなり、したがって建物の東西幅は2間半を2間とした規模と推定される。



第289図 8号礎石建物跡

東へ折れ、9号建物に接続していたと考えられる。この北端と9号建物西辺の柱の並びは一致している。この上部に8号建物が渡ることが理由と考えられる。また建物の南端と2号建物との接続関係は不明であるが、調査区内に限っては南端と2号建物の南辺の並びが一致しており、この柱筋で両者が接続していたとみられると共に、9号敷石遺構の南端も狭くなる状況から、8号建物は南端でも東に折れ、9号建物南側の縁通りに接続していた可能性もある。

建物は単に渡り廊下とするには幅が広く、現時点ではこれほどの廊下は建物内外には確認していない。このような構造の建物については仮に二の丸に移築したとしても、指図により確認することは難しいといえる。指図には類似する施設として、大台所と坊主部屋の間に「惣御次」とされる長い建物がある。この幅は2間だが、並行する渡り廊下を合わせると4間にもなり、部屋的な空間となっている。ここには大台所側を板戸で仕切り、番所が置かれている。またこの坊主部屋側にも板張りの廊下を合わせた幅広い廊下状の空間が存在しており、これらがどのような用途に使用されたかは不明であるが、番所の存在から奥側に位置する建物の重要性がうかがえる施設といえる。8号建物はその配置からみて2号と9号建物という城内での中心建物を繋ぐ重要な位置にあり、この施設を境に両建物を分けるのみならず、これにより東西双方の建物群を性格の違いにより分けていたことも推定される。

(6) 9号礎石建物跡について

[部屋割りの推定]

9号建物は南側の東西棟を主屋とし、その北東側に張出部が取り付いている。建物周囲の柱間から主屋南辺と西辺、張出部北辺には幅1間半の縁通りが廻り、主屋東辺にも幅1間の縁通りか部屋が配置されたと考えられる。

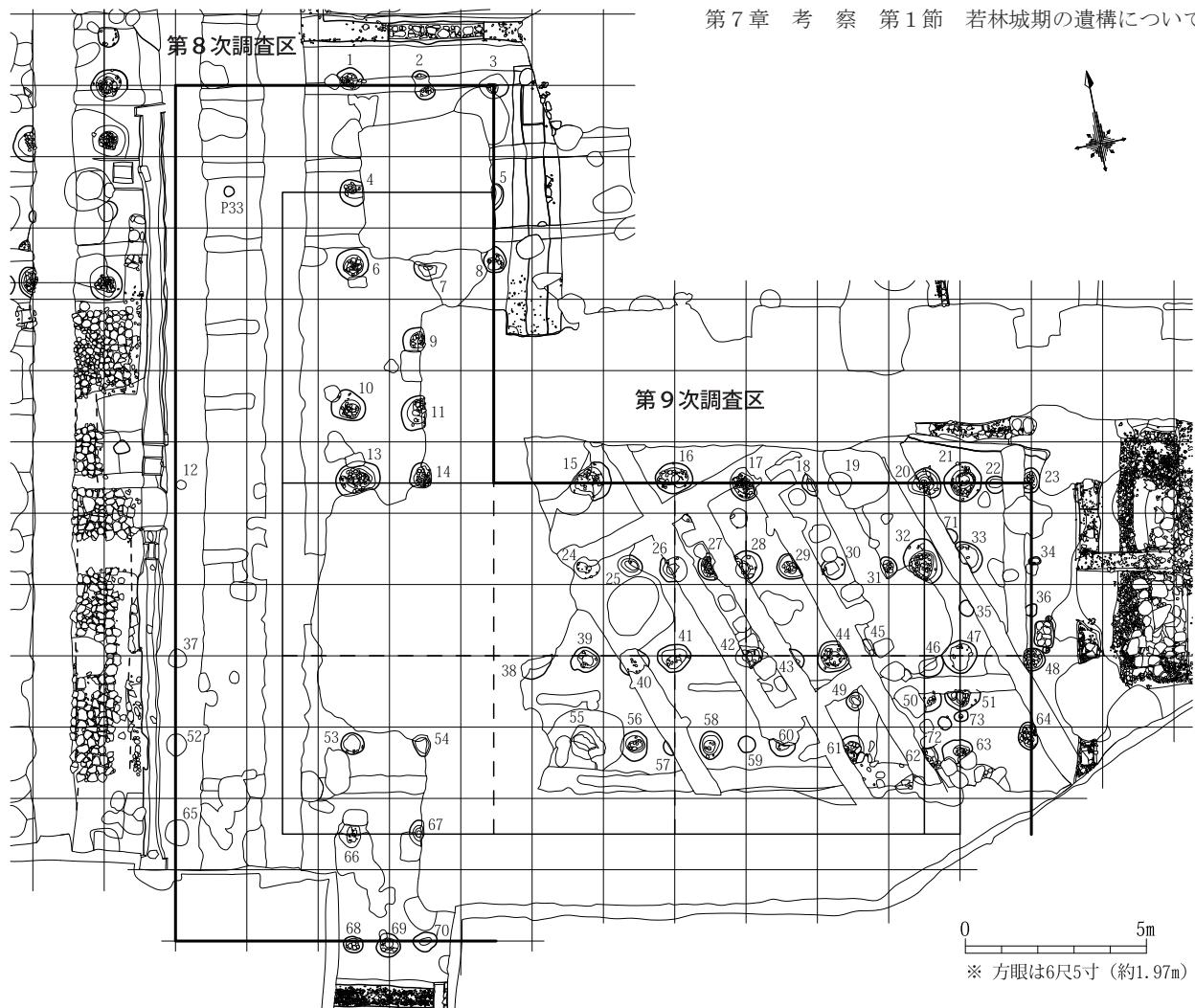
内部の礎石跡の配置は、張出部では2号や6号建物と同様に柱間が6尺5寸で整然と配置されているのに対し、主屋部は南側縁通りを除く5間分を北列と南列の各2間半に割り、さらに東西を幾つかに仕切ることで複数の部屋に分けている。東端の部屋の東側には半間幅で南北に通る部分があり、これは建物の西側を入口とすることで奥側に備えた床間や棚などの施設と考えられる。

礎石跡	位 置	掘り方 径(m)	標高(m)		掘り方 縞の有無
			検出面	掘り方底面	
1	西辺	0.46	12.14		
2	東辺か内部	0.61	12.18		
3	西辺	0.62	12.11	12.06	
4	東辺か内部	0.48	12.16	12.05	
5	東辺か内部	0.37	12.13		
6	西辺	0.55	12.15		
7	東辺か内部	0.35	12.17		
8	西辺	0.54	12.17		
9	東辺か内部	0.34	12.16		
10	西辺	0.55	12.04		
11	東辺か内部	0.44	12.16		
12	西辺	0.59	12.18		
13	東辺か内部	0.67	12.14		

※ 掘り方縞は掘り方理土を填圧した痕跡

8号建物の礎石跡は他の建物跡の柱部分に比べ、本来小規模であったと考えられるが、縁通りの束柱よりは大きかったとみられ、第7次調査の5号建物の規模と構造に類似している。このことから8号建物は他の建物より小規模で上屋が軽い建物とみられ、その配置からは建物間の渡り廊下が推定される。

北端の礎石跡はこの建物の北端部分とみられ、7号建物の内部南側が土間と推定されることから、廊下は北で



礎石跡	位置	掘り方 径(m)	標高(m)		掘り方 縞の有無
			検出面	掘り方底面	
1	張出部北辺		12.17		
2	張出部北辺	0.82	12.19		○
3	張出部北東隅	0.70	12.15		○
4	張出部縁境	0.75	12.22		○
5	張出部東辺		12.08		○
6	張出部内部	0.88	12.24		
7	張出部内部	0.88	12.24		○
8	張出部東辺	0.71	12.10		○
9	張出部内部		12.21	11.94	○
10	張出部内部	0.96	12.18		○
11	張出部内部	0.90	12.23	11.98	○
12	主屋北西隅	0.26	11.79		
13	部屋境	1.23	12.19		○
14	部屋境		12.18	11.90	○
15	主屋北辺	1.15	12.17		○
16	主屋北辺	1.03	12.14		
17	主屋北辺	0.91	12.21		○
18	主屋北辺		12.17		
19	主屋北辺	0.68	11.90		○
20	主屋北辺	0.88	12.25		○
21	主屋北辺	1.07	12.27		○
22	主屋北辺	0.47	12.25		
23	主屋北東隅	0.68	12.14		
24	主屋内部	0.72	12.06		
25	主屋内部	0.70	12.11		○
26	主屋部屋境?	0.74	12.18		○
27	主屋内部	0.75	12.25	11.96	
28	主屋部屋境?	0.88	12.24		○
29	主屋内部	0.70	12.22	11.99	
30	主屋内部	0.68	12.15		
31	主屋内部	0.57	12.23		
32	主屋内部	1.28	12.27		○
33	主屋縁境	0.92	12.27		○
34	主屋東辺	0.32	12.11		○
35	主屋縁境	0.45	12.25		○
36	主屋東辺	0.36	12.15		○
37	主屋西辺	0.51	11.99		○

※ 掘り方縞は掘り方埋土を填圧した痕跡

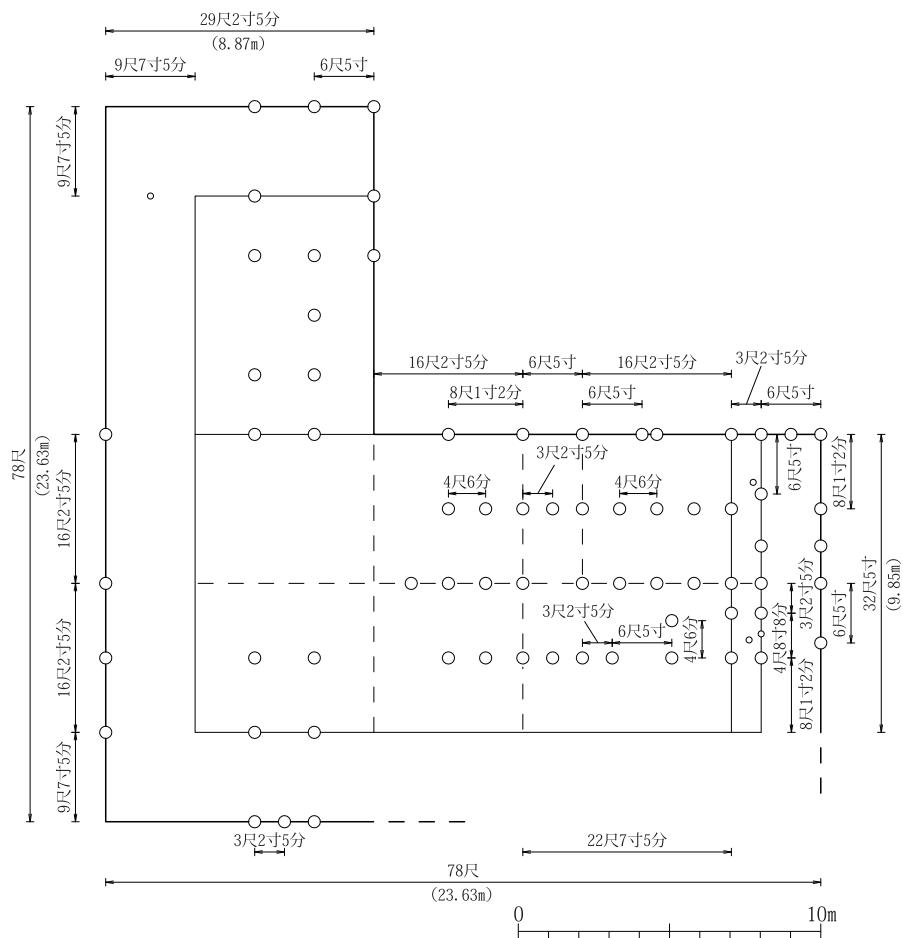
第290図 9号礎石建物跡

1 若林城跡の建物について (6) 9号礎石建物跡について

柱間を中心とした部屋割りは、南列に東西に並んだ3部屋、北列に4部屋が想定される。南列の西側は東西が6尺5寸を基準とした3間分となり、南北で基準が異なっている。同様の柱間は東側にもみられ、ここでは東西の礎石跡が半間で配置され、主屋部分では最も大きい部屋と想定される。中央の東西柱間は2間半が4分され、南北の基準と一致している。北列では西側と東から2部屋目の狭い部分の東西柱間が6尺5寸かその半分となり、西側は3間、狭い部分は1間と狭い。また西側から2部屋目と東側は2間半となっている。これら全ての部屋内部にある礎石跡については東柱と推定され、また特に南列の部屋境にある礎石跡の一部にも東柱部分が含まれ、これにより南列の部屋を開放して繋ぐことが可能であった構造と推定される。

主屋東辺の礎石跡には小規模なものがあり、こられは東柱の可能性がある。特に北半部については建物北東隅から中央までの2間半の間には柱が無かったとみられ、これは11号池状遺構に面した景観上の理由と考えられる。建物の南辺で3基のみ確認した小規模な礎石跡については、柱か東柱の別を判断することは難しいが、少なくとも部屋境にあたる延長部分は柱であったと考えられる。3間の二つ割りにより礎石跡69が柱であった場合は68と70は東柱となり、後者が柱の場合は柱間が1間と狭いものとなるが、この建物の南側が開けることから、柱数は少なかったとみられ、したがって礎石跡69が柱と推定される。建物の側柱列と周辺溝との距離は、主屋南辺と東辺、張出部北辺は1.5~1.7mで、張出部東辺ではさらに接近している。建物は東西を池に挟まれ、南側が開ける配置と推定されることから、これら三方を中心に建物外部の縁が設置されていた可能性があるが、確認することはできなかった。

建物は全体形状が同じく鉤型で、主屋内部の部屋が一列に並ぶ2号建物とは異なり、棟通りにより南北二列に配



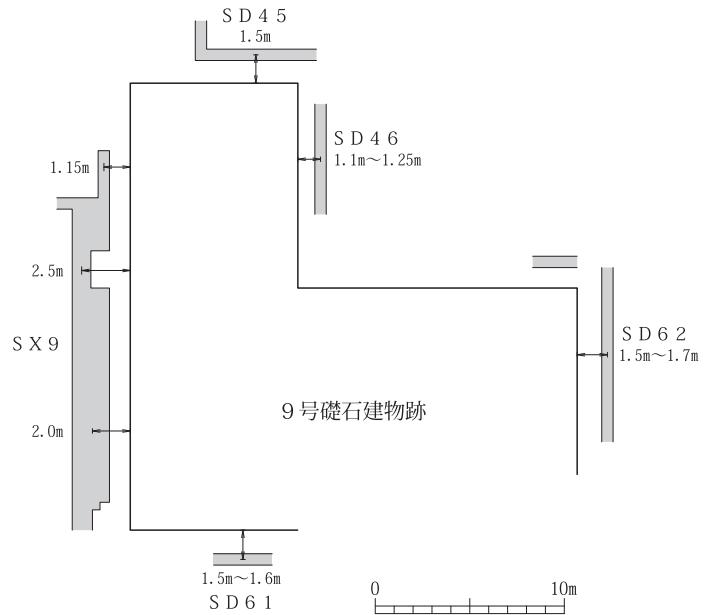
第291図 9号礎石建物跡模式

置される複雑な構造である。張出部を加えた建物規模は確認したものの中では最大で2号建物よりも大型である。仙台城本丸と二の丸では大広間と小広間が最大の建物であり、内部には諸殿舎の中でも最も大きな部屋が配置され、建物の格式の高さが規模に反映されている。9号建物の規模は2号建物を凌ぐが、内部の部屋が仕切られることにより、部屋の規模としては2号建物の奥側のものが最大となっている。慶長から寛永期に造られた仙台城の御殿建物においては、これら広間が最大規模を誇り、それはまた時代の特徴ともいえるが、他の城郭や屋敷の御殿における建物をみると、建物がもつ様々な機能を御殿の性格や敷地等の要件により集合させ大きくなることで、大書院や表書院のいわゆる広間的建物が最大の建物とは必ずしも言えない状況がみられる。これに対し個々の部屋の大きさは用途に応じて決定されるものであり、最も重要な儀式や対面を行う部屋は必然的に広い空間が必要となり、仙台城で見る大広間や小広間、他での大書院などの中心建物に配置されるのが原則である。以上のことにより両建物の細部の構造や、互いの配置関係、さらに隣接建物との配置を考慮した場合、9号建物は公の行事を行う広間的建物である2号建物に次ぐ格式をもつ建物であり、2号建物の後に控えることで、広間に對して内向的な建物と考えられる。

この建物へ入る経路は2号建物から8号建物を通り、南側の縁通りへ入る経路と、北の張出部へ入る二通りがあったと推定され、建物東端の最奥側は「上段」にあたる部屋が配置されたとみられる。この部屋は北列側と南列側の何れかに配置され、仮に南列の3部屋を通り、東端の部屋で北に折れた北列の部屋が上段であった場合、この北壁には床間や棚を備えることとなるが、これに伴う痕跡等は確認されていない。またこの場合、東辺の縁通りとの間の半間幅の通り棚等とみられるものが東方の最も良好な眺望を妨げる配置となることが考えられる。このことから上段は南列の東端の部屋と推定され、東壁側の半間幅部分に床間や棚が南北に並んで備えられたと考えられる。また当時の名称は不明であるが、西側の部屋が「三の間」、中央の部屋が「次の間」的な性格をもち、格が順に高くなる上段手前の部屋であったと推定される。北列4部屋の中でも特に張出部と直接繋がらない東側の3部屋については、南列を表側とする並びに対する裏側の並びとみることができ、これらの部屋は主や家臣等の控え場所のほか、物置等に充てられていたとも考えられる。

[仙台城ほかの建物との比較]

この建物と同様の平面形状や柱配置を持つ建物は、二の丸指図には確認できない。2号建物の部屋が一列配置となるのに対し、9号建物は二列配置をとるのが大きな特徴である。仙台城大広間に見られるように広間的建物が近世初期には二列や三列形式をとるものがあったのに対し、時代が下ると二の丸小広間のような一列の部屋配置に変化していく。しかしこれは広間的建物にいえることで、他の建物については該当しない。二の丸には鉤型の建物は幾つかあるが、小広間をはじめ、書院や焼火の間など表の主要殿舎は、二部屋配置で奥側を上段とした一列配置を探る中、唯一、御座の間だけが並列した部屋配置となっている。本丸で大広間以外の建物をうかがえる資料は『肯山公造制城郭木写之略図』のみであるが、図では奥の建物も含めた殿舎の配置と建物内部の間仕切りが記され、これをみると御座の間と奥の中心建物である「御守殿」とされる建物に二列の部屋配置が確認できる。ま



第292図 9号礎石建物跡と溝跡

1 若林城跡の建物について (6) 9号礎石建物跡について

た若林城の前身と言われる花壇屋敷を描いた『作事方場所調』には、「寝所上檀」とある建物が主殿とみられ、二列配置がみられる。玄関を伴った「広間」とある建物は一方で番所的建物を意味するもので、また寝所のある建物には床間や付書院を備えた部屋があることから、建物は寝所のみならず、仙台城でいう広間や書院、或いは御座の間の機能を併せ持った建物だったと推定される。さらに寛文8年(1668)に造営された仙台藩愛宕下上屋敷では、表の最奥側に御座の間と寝所を併せた建物がみられる他、奥にも同様の大型建物がみられる。二の丸の建物についてはその目的や用途の違いにより全ての建物が別棟として配置されるのが特徴であるのに対し、以上の例から複数の機能を併せ持った建物は多く確認できる。

現在までの調査で9号建物の東側に大型の建物は確認されていない。3号や2号建物の配置状況を併せ考えると、南側には大規模な園池の存在が想定されており、2号や9号建物相当の別の大型建物が存在する可能性は低いとみられる。このような状況から、本建物は広間的建物である2号建物の奥に配置されることで、仙台城においては主に接客や饗応が行われた書院や、藩主の居間として食事をとるなどした御座の間的な建物の可能性が高い。この件については全ての建物が確認された確証が無い以上、論ずることは難しいが、若林城における殿舎が遠侍的建物、広間的建物、書院、御座の間といった仙台城にみられる一連の殿舎配置と合致しない場合、若林城の建物構成の違いはそのまま仙台城との性格の違いを示すものと考えられる。仮に隣接する位置に同様の大型建物が存在しなかった場合は、若林城においては書院的建物が省略され、9号建物は御座の間的な建物であると共に、寝所が併設されていた可能性もある。建物の東には方形の池が隣接してあるが、同様に二の丸の長方形の池は、藩主が休息する御座の間から臨まれる位置に配置されており、池の配置において何かしら共通の意味を持っていたのかもしれない。

9号建物を考えるにあたり、気になる建物がある。二の丸の書院は小広間の南西側に位置する建物である。内部は2部屋からなり、上段の部屋には床間や棚以外に付書院が備わり、座敷の周囲全体には縁通りが巡っている。また北側に「書院勝手」とした部屋が付属している。このままの配置では9号建物との関連性は認められないが、書院勝手を建物の南側へ移すと、主屋を含めた建物規模と形状が9号建物と全く同じになることがわかる。ただし内部の部屋配置においては大きな違いがある。『義山公治家記録』寛永16年12月には、大広間(小広間)などと共に大書院が二の丸で上棟されたとある。ただし寛永15年12月に上棟された大台所や焼火の間などが若林城の建物を解体したとあるのに対し、そのような記述は無い。移築にあたり、形状の変化のみならず、間取りを全く違ったものにするということをあえて行い得たかが問題となるが、万一このような大規模な改造を伴う移築が行われた場合、寛永16年に二の丸に上棟された複数の建物の中にも、かつて若林城にあった建物が含まれることを示唆するものともいえる。

(7) その他の礎石建物跡について

8次と9次の調査区で10ー13号建物が占める面積を範囲としてみると、全体の1/3以上となり、個々の建物規模以上に広いものとなっている。

2号塀跡の手前の表側に位置する10号と11号建物は細長い配置をみせ、10号建物は池を埋め戻した後に増築された建物である。両建物は奥側を仕切る塀に面することから、表の建物間のみならず、表と奥とを繋ぐ渡り廊下であった可能性があるほか、小規模な部屋であった場合は物品の収納建物や、勤務する者の詰所等も想定される。

塀を挟んで奥に位置するとみられる12号と13号建物については、現時点では奥側の広がりが確認できない以上、言及できないが、表とを繋ぐ廊下か、或いは表に隣接する必要があった建物とみられる。

11号建物と11号池状遺構の東側については施設配置が不明である。4号塀跡がさらに南側へ延びて表を区画する可能性がある一方、第2次調査部分に建物が存在した可能性もあり^(注6)、現時点では表側の東方への広がりは不明瞭である。仮に塀が延びることで表の東側を区画していた場合、4号塀跡の西側に大型建物が存在する可能性は低

く、ここをもって城内の表の範囲が完結する可能性は高いといえる。

(8) 磁石跡について

[磁石跡の構造]

調査では建物の柱や束の基礎となる磁石跡を278基、磁石跡とみられる土坑やピット3基の計281基を確認している。磁石跡の調査は平面記録以外、磁石の抜取痕の掘り込みにとどめたため、基本的に根固めや掘り方埋土の掘り込みは行っていないが、抜取痕底面や搅乱での断面観察によりその構造を確認している。

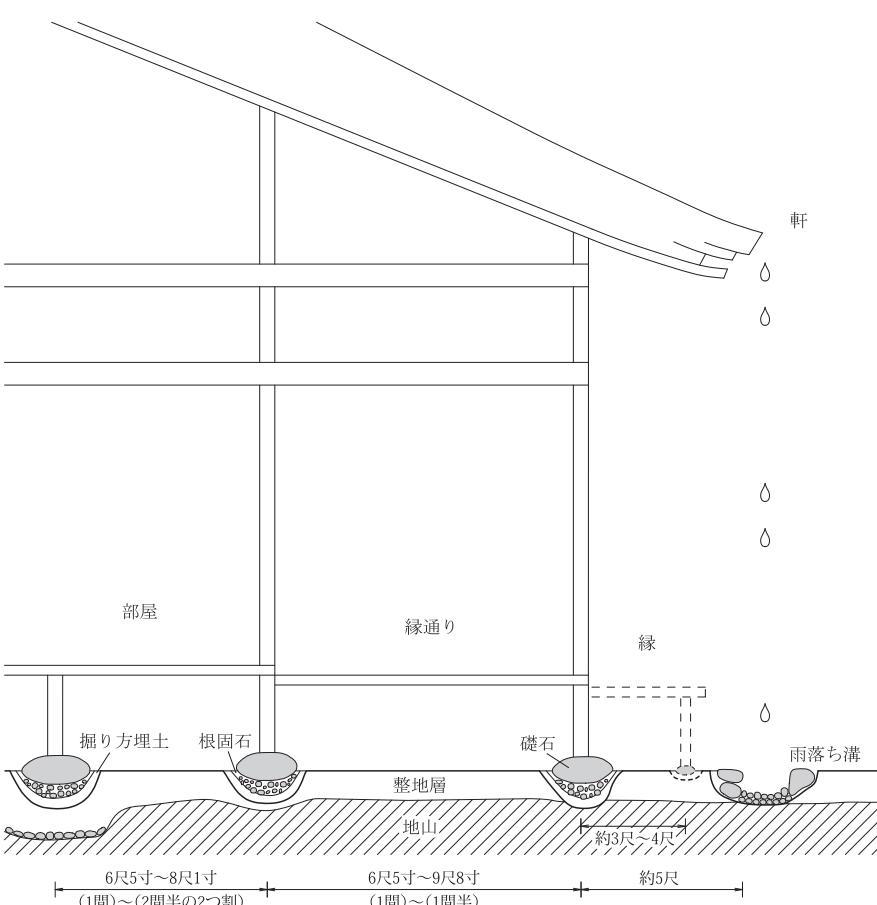
磁 石：磁石は9号建物の磁石跡22に1石残存しているのを確認したのみである。磁石は長径35cmの楕円形の円礫で、掘り方の内側に收まり、磁石周囲に根固石は確認できなかつた。磁石上面は平坦ではなく狭い。上部の柱はさほど太くなかったとみられ、建物

基礎は磁石上に土台を渡した構造の可能性も否定できないが、この部分は縁通り北辺にあたり、柱は磁石上に直にのせたと考えられる。このような磁石の残存は、当時の地表面があまり削平されていないことを示すものであり、ここでは11号池状遺構へ向かい確認面が傾斜することから、もともと地面が建物から段差や傾斜により低くなっていた場所とみられ、何らかの理由で後世の削平を免れたと考えられる。

抜取痕：確認した抜取痕は全て掘り方内に收まる小規模なもので、掘り方を大きく壊しているものは無い。この事は掘立柱の抜取りの際のような大きな穴は掘らず、単に磁石を外すことによりできた窪みとみられる。抜取痕の中には深い土坑状となるものもあるが、これが全て磁石の大きさと底面形状を示しているとは考え難く、理由は不明である。また抜取痕からみて、磁石にはあまり大型の石は使用されなかつたとみられる。

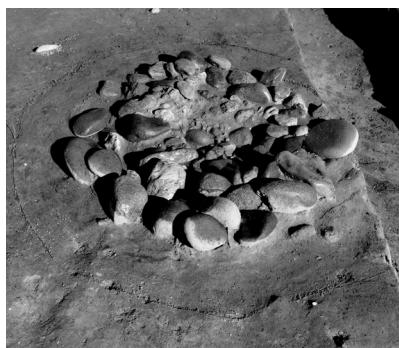
根固め：根固石は径5~20cm程度の中型の円礫が大半を占め、その詰め方も多様である。根固めは円礫の大きさを使い分けており、磁石に接する内側に小型の礫を多く詰め、外側に比較的大型の礫を詰めるもの（6号建物磁石跡3など）、中型の礫を使用し大きさを揃えるもの（6号建物磁石跡58など）、中型の礫の他に1石のみ大型の礫を詰めるものなどがある。また中型と小型の礫を混ぜて詰めるもの（6号建物磁石跡69など）や、根固め中央に土を多く入れ、周辺に礫を詰めたもの（2号建物磁石跡74など）もある。

磁石跡では根固石の量にも差があり、多量に詰めるもの、少ないもの（2号建物磁石跡74など）、ほとんど含まれないもの（9号建物磁石跡42など）がある。根固石の量の差については磁石の抜取り時に共に掘り起こされたこ



第293図 磁石建物跡基礎構造模式 (SB 2・3・9)

1 若林城跡の建物について (8) 磐石跡について



主に中型の円礫を多く詰めたもの

(S B 6 磐石跡 3)



主に中型の円礫を多く詰めたもの

(S B 6 磐石跡 5 8)



主に小型の円礫を多く詰めたもの

(S B 6 磐石跡 6 9)



周辺部に礫を詰め、中心部に土を
多く詰めたもの

(S B 2 磐石跡 7 4)



掘り方近くまで礫を入れたもの

(S B 7 磐石跡 4 8)



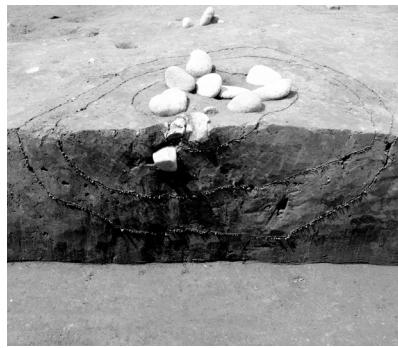
掘り方近くまで礫を入れたもの

(S B 7 磐石跡 4 4)



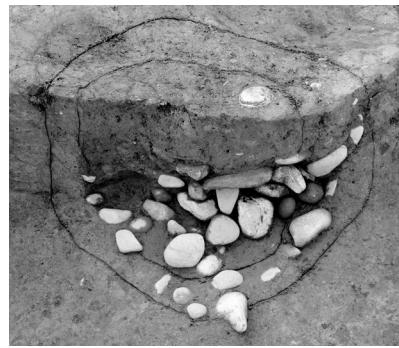
掘り方の壁面が大きく開き、底面中央
が深いもの

(S B 6 磐石跡 4 7)



掘り方底面がほぼ平坦なもの

(S B 9 磐石跡 2 9)



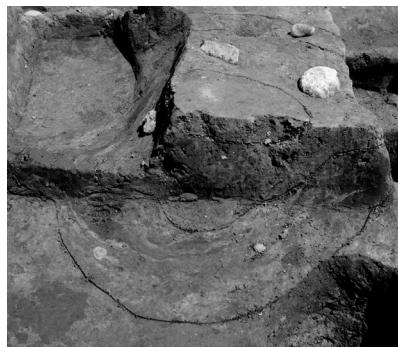
掘り方壁面がほぼ垂直に立つもの

(S B 1 磐石跡 3 9)



小型の礫石と掘り方埋土の状況

(S B 9 磐石跡 2 2)



礫をほとんど含まないもの

(S B 9 磐石跡 4 2)



填土により縞状のもの

(S B 9 磐石跡 5)

第294図 磐石跡の構造

とも否定できないが、現時点では数量の違いは構造の違いによるものと考えている。

さらに礎石跡の中には掘り方埋土が少なく根固石を掘り方全体に詰めるものや、掘り方埋土を全く入れずに礫を詰めたものもあり、他に根固石を部分的に詰めるもの、平坦面を丁寧に揃えて詰めるもの（7号建物礎石跡48など）、中型と小型の円礫を混ぜて詰めるもの（7号建物礎石跡44など）などがある。

根固石の一部には下部や側部の掘り方埋土中に突き込まれたような状況を示すものがある。通常、礎石跡を突き固める場合は根固石上より行うことが想定されるが、若林城の場合は掘り方埋土が縞状となることで、このような作業が段階に応じ、複数行われていることが考えられる。しかし根固石の突き込みによる掘り方埋土への入り方はそう強いものではなく、この段階の填圧がどの程度のものであったかは不明である。

掘り方：掘り方の壁面は碗状や舟底状に大きく開くもの（6号建物礎石跡47など）の他、上半部が急角度のもの（9号建物礎石跡29など）、ほぼ垂直のもの（1号建物礎石跡39など）がある。掘り方底面には中央が深くなるもの（6号建物礎石跡47など）と平坦なもの（9号建物礎石跡29など）に大きく分かれ、平坦なものの中には傾斜し一部が下がるものもみられるなど、同じ形状には掘られていない。

掘り方埋土は掘り方の壁側と底面にブロック土を詰めたものであるが、土を突き固める填圧作業により縞状となるもの（9号建物の礎石跡3・42など）とそのままブロック形状が残るものがある。

これらの根固めや掘り方の構造の違いは、上部の柱の建物での位置や種類により異なるとみられ、その場所での荷重に応じた構造と考えられる。

[建物別の礎石跡比較]

第296図は第5次調査を含めた主要建物の礎石跡の法量等をまとめたものである。礎石跡は上部を大きく削平され、本来の大きさを示さないものがほとんどであるが、建物単位でみた削平状況には大差無く、結果は概ね建物規模を反映した傾向を示しているといえる。

掘り方径の平均をみると、最大が1号建物の1.06mで、次いで2号、3号、6号、9号、7号、8号建物の0.51mの順となっており、8号建物は1号建物の半分程度である。さらに礎石跡を側柱部分と内部柱部分に分けてみたところ、内部柱より側柱の掘り方が大きいものは1号、2号、6号、7号建物で、反対に内部柱が大きいものは3号と9号建物である。

根固め径の平均では、最大が1号建物の径0.92mで、次いで3号、2号、6号、9号、7号、8号建物の径0.42mの順で小さくなり、3号、2号、6号建物での径の差はほとんどなく、掘り方径と同様の傾向を示している。

抜取痕の径の平均は、最大が1号建物の径0.59mで、次いで2号、7号、8号、3号、6号、9号建物の径0.40mの順で小さくなり、掘り方径や根固め径では小規模であった7号と8号建物が3号と9号建物を上回っている。また側柱と内部柱を比較すると、全ての建物跡で側柱の抜取痕径が大きい傾向がみられた。単純に抜取痕の大きさが

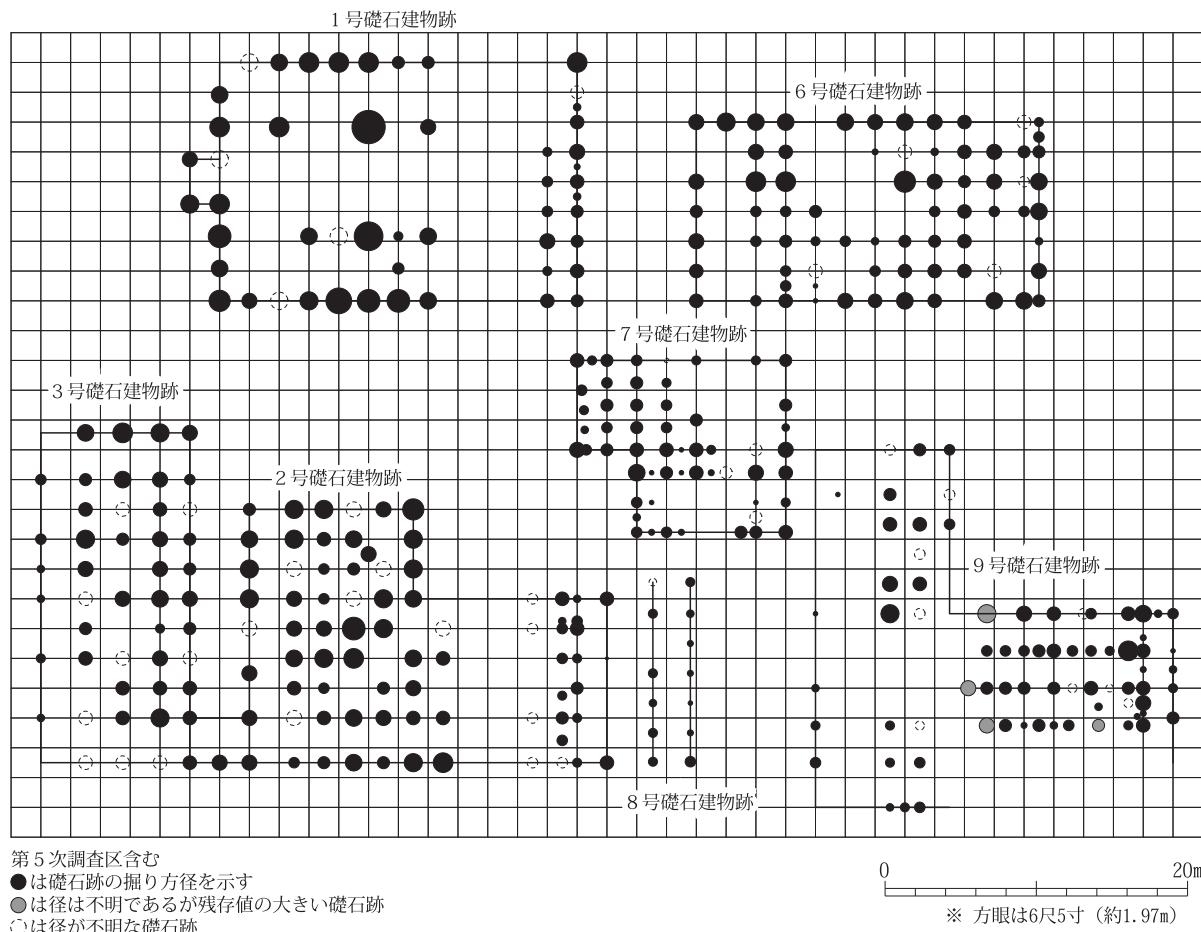


第295図 松島瑞巖寺庫裏の礎石と基礎構造

1 若林城跡の建物について (8) 磐石跡について

磐石の大きさを示すものではないが、これが掘り方径や根固め径での比較とどのような関係にあるかは判断し難い。検出面の平均標高は6号建物が12.22mで一番高く、次いで7号、3号、9号、8号、2号建物の順で低くなり、1号建物が一番低く12.11mである。当時の地表面の標高を考えた場合、建物により盛土の状況が異なっていた可能性はあるが、仮に多少の傾斜があったとしても概ね平坦地であった場合は1号建物周辺での削平度合いは著しいといえ、この建物の磐石跡はより大型であったとみられる。

さらに掘り方下端の標高をみると、搅乱の壁面を利用した計測値のため数は少ないが、平均標高で一番低いのは1号と6号建物で、次いで9号、3号、2号、7号、8号建物の順で高くなっている。より大型の磐石跡を配置し、他建物より地表面が低い可能性もある1号建物の底面が低いことは理解できるが、全体の確認標高が高く、中型の



磐石建物跡	SB1	SB2	SB3	SB6	SB7	SB8	SB9	平均
磐石跡数	50	74	48	71	55	13	73	—
平均標高(m)	検出面	12.11	12.13	12.17	12.22	12.18	12.15	12.17
	掘り方底面	11.93	11.98	11.97	11.93	12.04	12.06	11.96
平均掘り方径(m)	全体	1.06	0.94	0.89	0.86	0.69	0.51	0.74
	側柱	1.13	1.00	0.82	0.92	0.73	—	0.69
平均根固め径(m)	内部柱	1.03	0.90	0.94	0.80	0.68	—	0.76
	全体	0.92	0.62	0.64	0.62	0.51	0.42	0.55
平均抜取痕径(m)	側柱	0.96	0.68	0.62	0.68	0.53	—	0.55
	内部柱	0.92	0.57	0.66	0.56	0.52	—	0.53
抜取痕数	21	19	14	26	7	3?	24	—
平均抜取痕径(m)	全体	0.59	0.53	0.46	0.45	0.48	0.47	0.39
	側柱	0.62	0.56	0.48	0.46	0.53	—	0.42
	内部柱	0.43	0.48	0.44	0.44	0.36	—	0.39

第296図 磐石跡規模比較

礎石跡が多い6号建物が同様の傾向を示すことは、この建物の礎石跡の特徴といえる。

礎石跡規模からみた建物個々の特徴をみると、1号建物が全ての建物跡の中でも明らかに大型であることが分かる。この建物内部には土間や2階部分を配することにより広い空間が存在し、加えて土壁や瓦葺きと想定されることで、柱にかかる荷重は他の建物よりも格段に大きく、建物は2本の太柱以外に壁全体で支える構造であったとみられる。7号建物も同様で、壁の一部は土間の可能性があることから、建物を専ら側柱で支える構造による結果と理解できる。

これに対し2号・3号・9号建物は縁通りの存在から、1号や7号建物のような台所的建物とは全く異なった構造とみられ、礎石跡の配置も異なった傾向をみせている。仙台城本丸大広間の各礎石跡の規模をみると、建物内部の座敷間や、座敷と広縁の境部分のものが最も大きく、外側の広縁、落縁ほど小振りとなっている。このような傾向は周囲を土壁ではなく、襖や障子で仕切った縁を伴う開放的な建物の特徴と考えられ、同様の特徴は3号建物にみられる。9号建物は大型の礎石跡が少ないが、これは縁辺近くの礎石跡の多くが失われていることが大きな理由であり、一方で建物内部の礎石跡数の多さから、内部が複数の部屋に仕切られた結果、多くの柱で支えることにより、本来あまり大型の礎石跡を必要としなかったとも推測される。また2号建物については内部に3部屋程度の部屋が推定されることで、9号や3号建物と比較してより広い空間となっていたとみられ、内部の中型の礎石跡の多くは東柱によるものとみられる。さらにこの建物は中心的建物となることから、縁通りの外側に位置する側柱部分の礎石跡も堅牢に造られたと考えられる。

6号建物は内部の一部を除けば側柱部分の礎石跡の大きさが目立っている。建物内部は全体が土間や廊下を含む部屋となっており、壁の一部には棚が存在したことから、中小規模の礎石跡の多くは東柱であったとみられる。

[本丸大広間の礎石跡との構造比較]

仙台城本丸大広間の礎石跡の規模は、座敷部分で径1.7~2.4mと大型なのに対し、掘り方の深さは0.2~0.4mと浅いものである。礎石跡内部の構造をみると、若林城にみられる掘り方埋土は無く、掘り方内部には直に褐色土と円礫を充填している。周辺に数石残存していた礎石の大きさから、大広間の個々の柱は、この根固めによる基礎部分と、扁平で大型の礎石により柱の荷重を受け、建物の沈下を防いでいたと推察される。これに対し若林城では大広間と比較して礎石跡のみならず、礎石自体も小さかったと考えられるが、多くの建物は大型で重量のあるものであったことは間違いない、当然のことながら柱の沈下防止には配慮がなされていたと考えられる。大広間との構造上の違いで注目されるのは、根固めを入れた後のみならず、それ以前の掘り方埋土を入れた際にその多くは突き固められ、縞状となる埋土の存在である。このような構造は大広間をはじめ、これまで調査された二の丸の建物跡でも報告されていない。このような構造は柱の沈下防止を目的としたことは明らかであり、大広間とは異なり、基礎のみならず礎石自体の小型化を可能とした寛永年間における新たな工法と考えることもできる。また礎石上に土台を敷き渡し、その上に柱を立てることで建物全体の荷重を分散化した可能性については、江戸初期の御殿建物においては基本的に土台は使用せず、柱を直に礎石上にのせる構造であったとの指摘もある^(注7)。

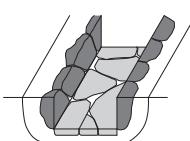
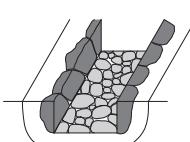
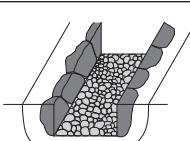
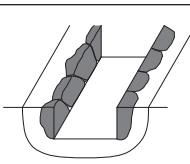
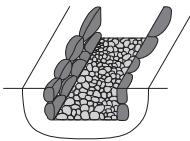
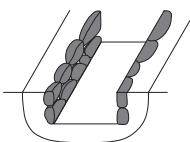
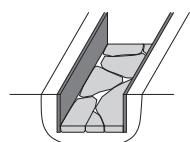
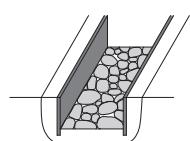
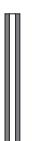
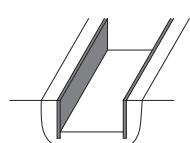
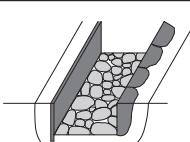
(9) 溝跡について

[溝構造の種類]

確認した溝跡は建物を取囲むように構築されたものがほとんどで、中にはその配置から建物形状や規模を概ね推定できる場合もある。これらの機能としてはほとんどの場合、建物の軒下で雨水を受けた雨落ち溝と考えられ、溝内で地下に浸透させるものの他、接続する複数の溝により水を下流へ流したものもある。

溝跡は建物周囲に数多く巡らされるが、これらは基本的には建物の建築と共に構築されたもので、その配置には

1 若林城跡の建物について (9) 溝跡について

壁面	底面	模式図	構造	遺構名	配置図例
角礫	角礫		壁面：角礫を1段かそれ以上積む。 底面：角礫を敷き並べる。	SD6b (3~4区) SD6a (5区) SD41 SD44 (6区) SD44b	
	円礫		壁面：角礫を1段かそれ以上積む。 底面：円礫を敷き並べる。	SD44b (4区) SD44b (7区)	
	小円礫		壁面：角礫を1段かそれ以上積む。 底面：小円礫を敷く。	SD44b (3区) SD70 SD47 SD63 SD67 SD68 (南北辺) SD69 (南北辺)	
	掘り方埋土		壁面：角礫を1段かそれ以上積む。 底面：掘り方埋土のまま。	SD44a (5区) SD46 SD52a (3区)	
円礫	小円礫		壁面：円礫を1段かそれ以上積む。 底面：小円礫を敷く。	SD65b	
	掘り方埋土		壁面：円礫を1段かそれ以上積む。 底面：掘り方埋土のまま。	SD43 SD52a・b (1区)	
木板	角礫		壁面：木板を立てる。 底面：角礫を敷き並べる。	SD6b (5~6区) SD61	
	円礫		壁面：木板を立てる。 底面：円礫を敷き並べる。	SD45 (1区)	
	掘り方埋土		壁面：木板を立てる。 底面：掘り方埋土のまま。	SD6a・b (1~2区) SD52b (2区)	
角礫+木板	円礫		壁面：一方は角礫を1段かそれ以上積み、もう一方は木板を立てる。 底面：円礫を敷き並べる。	SD44 b (1~2区)	

第297図 溝の構造分類模式（1）

壁面	底面	模式図	構造	遺構名	配置図凡例
角礫 + 木板	掘り方 埋土		壁面：一方は角礫を1段かそれ以上積み、もう一方は木板を立てる。 (角礫の壁は円礫を裏込めしたものあり。) 底面：掘り方埋土のまま。	SD6a・b (2~3区) SD42	
小円礫			壁面と底面に明瞭な境はなく、全体に円礫を敷く。(一方の壁側に円礫が並べて貼り付けられているものあり。)	SD65a (3区)	
掘り方 埋土	角礫		壁面：掘り方埋土のまま。 底面：角礫を敷き並べる。	SD7 SD45 (2区)	
	小円礫		壁面：掘り方埋土のまま。 底面：小円礫を敷く。	SD52b (4区) SD66	
	角礫 + 小円礫		壁面：掘り方埋土のまま。 底面：角礫を敷き並べ、その上に小円礫を敷く。	※第5次調査SD7	
	掘り方 埋土		壁面：掘り方埋土のまま。 底面：掘り方埋土のまま。	SD40 SD48a・b	
掘り方	掘り方		壁面：掘り方を利用。 底面：掘り方を使用。 (素掘りの溝)	SD5 SD40 SD49 SD50	
暗渠			溝の開口部全体に円礫を詰める。	SD40 (1区) SD60 (2区)	
木樋埋設			既存の溝の中に木樋を埋設し、改修する。	SD44a (1~5区)	

第298図 溝の構造分類模式（2）